

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

エコナビスタ株式会社

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	14
5. 従業員の状況	15
第2 事業の状況	15
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	15
2. 事業等のリスク	20
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	24
4. 経営上の重要な契約等	30
5. 研究開発活動	31
第3 設備の状況	32
1. 設備投資等の概要	32
2. 主要な設備の状況	32
3. 設備の新設、除却等の計画	32
第4 提出会社の状況	33
1. 株式等の状況	33
2. 自己株式の取得等の状況	54
3. 配当政策	54
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	55
第5 経理の状況	66
1. 財務諸表等	67
(1) 財務諸表	67
(2) 主な資産及び負債の内容	111
(3) その他	112
第6 提出会社の株式事務の概要	113
第7 提出会社の参考情報	114
1. 提出会社の親会社等の情報	114
2. その他の参考情報	114
第二部 提出会社の保証会社等の情報	115
第三部 特別情報	116
第1 連動子会社の最近の財務諸表	116
第四部 株式公開情報	117
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	117
第2 第三者割当等の概況	118
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	118
2. 取得者の概況	120
3. 取得者の株式等の移動状況	122
第3 株主の状況	123
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2023年6月21日
【会社名】	エコナビスタ株式会社
【英訳名】	EcoNaviSta, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 君人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町3番1号
【電話番号】	03-6206-9207（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画室長 川又 大祐
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町3番1号
【電話番号】	03-6206-9207（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画室長 川又 大祐

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2018年10月	2019年10月	2020年10月	2021年10月	2022年10月
売上高 (千円)	121,600	183,414	309,013	535,737	893,680
経常利益 (千円)	1,133	2,496	31,301	134,085	304,357
当期純利益 (千円)	573	1,866	31,916	125,571	197,881
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	184,830	184,830	184,830	321,923	416,323
発行済株式総数 (株)	381,500	381,500	381,500	457,663	477,663
純資産額 (千円)	195,026	196,893	228,808	628,566	1,015,247
総資産額 (千円)	229,093	236,947	274,531	711,604	1,151,019
1株当たり純資産額 (円)	511.21	516.10	599.76	137.34	212.55
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	1.64	4.89	83.66	29.28	42.75
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	85.13	83.10	83.35	88.33	88.20
自己資本利益率 (%)	0.40	0.95	14.99	29.29	24.10
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	89,927	94,491
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△18,732	△78,253
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	271,187	188,800
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	499,360	704,398
従業員数 (人)	7	10	12	15	29
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(1)	(4)	(3)	(3)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 第9期、第10期及び第11期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第13期の期首から適用しており、第13期に係る経営指標等については、当会計基準等を適用した後の指標等となっております。

8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は年間平均人員を（ ）外数で記載しております。
9. 第12期及び第13期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、仰星監査法人により監査を受けております。なお、第9期、第10期及び第11期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる仰星監査法人の監査を受けておりません。
10. 当社は、2023年4月29日付で、普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
11. 当社は、2023年4月29日付で、普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第9期、第10期及び第11期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、仰星監査法人の監査を受けておりません。

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2018年10月	2019年10月	2020年10月	2021年10月	2022年10月
1株当たり純資産額 (円)	51.12	51.61	59.98	137.34	212.55
1株当たり当期純利益 (円)	0.16	0.49	8.37	29.28	42.75
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

2009年11月	東京都千代田区外神田において住宅内の家電や照明等を、一つのリモコンを用いて遠隔制御を可能とするホームコントロール事業を目的とし、エコナビスタ株式会社設立
2009年12月	一般顧客に対してホームコントロールシステムを初導入
2014年2月	ホームコントロール事業で培ったセンサフュージョン技術を応用し、在床判定センサーを基にした高齢者見守りサービスをリリース
2014年3月	本社を東京都千代田区神田須田町に移転
2014年4月	高齢者見守りサービスを発展させ、施設入居者の生活リズムを確認できる「ライフリズムナビ」をリリース
2016年11月	「ライフリズムナビ」をパッケージ化し、クラウド型サービスに移行した「ライフリズムナビ+Dr.」をリリース 同時に介護施設に初導入
2018年9月	東京ガス株式会社と睡眠・疲労回復など、健康をサポートするサービスを共同で開発することを目的に資本業務提携
2019年4月	医療法人社団一心会初富保健病院と、当社のSleepSensorと睡眠解析技術について医療分野での活用に関する実証を目的とした業務提携
2019年7月	株式会社ワイズマンと、介護記録ソフトとの連携を目的とした業務提携
2019年11月	グローリー株式会社と、「ライフリズムナビ+Dr.」にグローリーの画像認識技術を組み合わせ、介護・福祉施設向けに新たなソリューションの共同開発を目的とした業務提携
2020年2月	ヒューリック株式会社と、AI・IoTを活用した新たな介護ビジネスの実現を目的とした業務提携
2020年3月	東京ガス株式会社、株式会社オトバンク、ユカイ工学株式会社と、シニアとそのご家族向けの新サービス創出を目的とした4社連携体制の業務提携
2020年3月	株式会社ワイズマンの「ワイズマンシステムSP」と機能連携
2020年6月	NDソフトウェア株式会社の介護記録ソフトウェア「ほのぼのNEXT」と機能連携
2020年10月	本社を東京都千代田区紀尾井町に移転
2021年2月	東京ガス株式会社との協業により、一般ご家庭向け見守りサービス「ライフリズムナビ+HOME」を同社のサービスとしてリリース
2021年9月	アイホン株式会社と、介護施設向けコールシステムの開発を目的に業務提携し、ナースコール代替サービス「見守りコール」をリリース
2022年3月	介護現場の見守りセンサーに頻出する従来課題に対し、デュアルAIを搭載し抜本的にデータ取得精度を改善した、睡眠データやバイタルデータ取得のための新型SleepSensorをリリース 医療機器認証を取得
2022年3月	「ライフリズムナビ+Dr.」の累計ご利用者数が10,000人を突破
2022年8月	千葉県千葉市に新拠点「Makuhari Port」を開設
2023年1月	大阪府大阪市に新拠点「Umekita Base」を開設

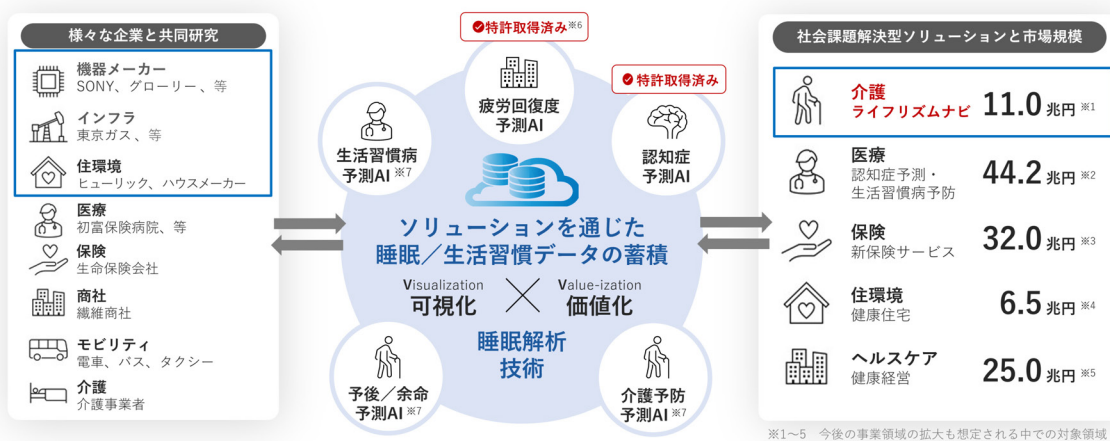
3 【事業の内容】

当社は経営理念「今と未来を見える化し 次世代の安心を創造する」に基づき、ライフリズムナビSleepSensor等各種センサーから得られた睡眠と生活習慣に関するビッグデータ（注1）に最新の解析技術を適用し、特徴量（注2）を可視化（Visualization）、AIを始めとした様々なソフトウェアを開発しております。開発した各種AIをお客さまが使いやすいソリューションに実装し、価値化（Value-ization）することで社会課題解決型のサービスとして提供しております。

現在の主たる事業といたしましては超高齢社会の進展に伴い現実的な課題が山積する介護業界を中心に、DX（注3）の推進による業務効率化とケアの質向上を両立する「ライフリズムナビ+Dr.」、ライフリズムナビ+Dr. で培ったノウハウを在宅介護領域に最適化し事業パートナーを通じて展開するサービス「ライフリズムナビ+HOME」がございます。これらのライフリズムナビ事業は、当社が事業を通して蓄積してまいりました高密度かつ長期間の睡眠データ、バイタルデータ（注4）をベースに医学的知見を加えた独自の解析技術、創業時から得意とするセンサフュージョン技術（注5）を組み合わせ、SaaS型（注6）見守りサービスとして提供しております。

また当社はもう一つの事業ポートフォリオとして受託研究開発事業を設定しており、ライフリズムナビ事業を通じて永続的に蓄積し続けているビッグデータ、ビッグデータの可視化（Visualization）×価値化（Value-ization）技術、そこから生み出される疲労回復度予測AIや認知症予測AIのような健康状態の推移を予測するAIを中核に、介護や医療業界に限らずハウスメーカーやデベロッパーなど住宅関連事業者や衣類・寝具メーカーといった様々な共創パートナーとの連携を実現し、事業領域を限定しない価値創造型の事業として展開しております。

なお当社の事業セグメントといたしましては、ライフリズムナビ事業の単一セグメントとなっております。



※1~5 今後の事業領域の拡大も想定される中での対象領域

- ※1 厚生労働省「令和3年度 介護給付費実態統計」
 - ※2 厚生労働省「令和3年度 医療費の動向」
 - ※3 社団法人生命保険協会「2022年版生命保険の動向」
 - ※4 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター「2021年住宅リフォーム市場規模」
 - ※5 令和3年3月 みずほ銀行産業調査部報告書 2016年推計
 - ※6 ライフリズムナビ+Dr.において実装、活用中
 - ※7 開発検討中
- 実施中

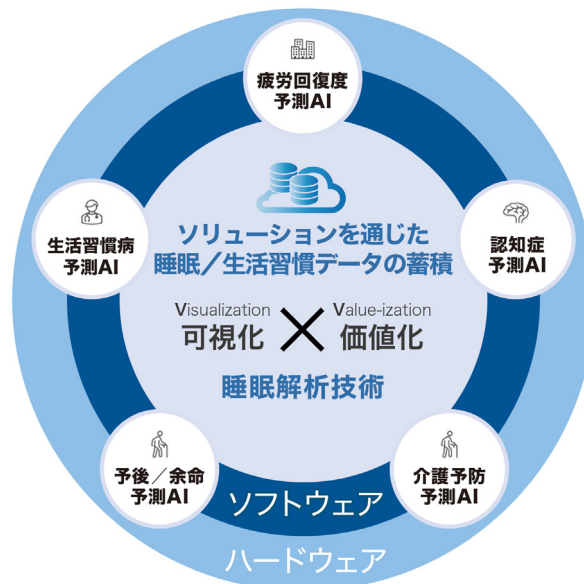
事業の全体像



※空間情報を取得するセンサーや生体情報を取得するセンサーを組み合わせ、得られた各種データを自動的に分析および合成することで、リアルタイムに判断結果を出力する技術

ライフリズムナビ事業

当社の特徴としてお客様から取得するビッグデータを起点としたソフトウェアサービスを提供する事業者でありながら、睡眠やバイタルデータを取得しサービスの中核を担うライフリズムナビSleepSensorを内製化した、メーカーポジションであることが挙げられます。一般的にハードウェアの要素技術開発から量産化までの工程は複雑であり、技術的なノウハウが求められる他、製造体制を確立するまでには相当な投資が必要とされます。そのためデータサイエンス領域ではソフトウェアのみ手掛ける企業が多い中、当社ならではのソフトとハードの両方を一貫して開発するスタイルはSleepSensorの計測精度や安定性を高めつつ、スピーディーに実装可能となる競争優位性の高い要素と考えております。当社ではこの開発モデルを様々な業種や事業領域に適用可能で共創の根幹を支えるコアコンピタンスとして設定しております。



ソフトウェアとハードウェアの一貫開発イメージ

- (注) 1. 総務省の定義では「ビッグデータは、典型的なデータベースソフトウェアが把握し、蓄積し、運用し、分析できる能力を超えたサイズのデータを指す。」とされておりますが、当社では累計ご利用者数が1万人を超える対象者の、睡眠や活動、温湿度などの時間的に連続したデータをビッグデータとして取り扱っております。なお、開け閉めセンサーや人感センサーなど、その他のセンサー情報も合わせてトータルでビッグデータとして捉えております。
2. 特徴量とは、データを変換し、活用可能な意味のある結果として抽出するまでの、過程における値のことです。ビッグデータから効率良く結果を出力するためには有用な特徴量を見出すことが重要であり、解析者のノウハウや技術が必要な領域です。
3. DX（ディーエックス）とは、「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略称で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変える（Transformする）ことです。当社においては介護現場にシステムを導入するだけでなく、日常業務に無くてはならないものとして業務フローに落とし込み、オペレーションそのものを変革させるサービスを提供しております。
4. 当社では心拍数、呼吸数、体動データを基本的なバイタルデータとして取り扱っております。
5. 当社では空間情報を取得するセンサーや生体情報を取得するセンサーを組み合わせ、得られた各種データを自動的に分析および合成することで、リアルタイムに判断結果を出力する技術としております。
6. SaaS（サーズ）とは、Software as a Serviceの略称で、「インターネット経由でアプリケーション機能を提供するサービスの形態」を指します。最も一般的なSaaSの形態は、SaaS提供者が提供するウェブアプリケーションを利用者がウェブブラウザを通じて利用する形態であります。サービス利用の観点ではSaaSに対する形態としてオンプレミスが存在し、これは自社内でサーバーを運用・管理し、システムを利用するものです。

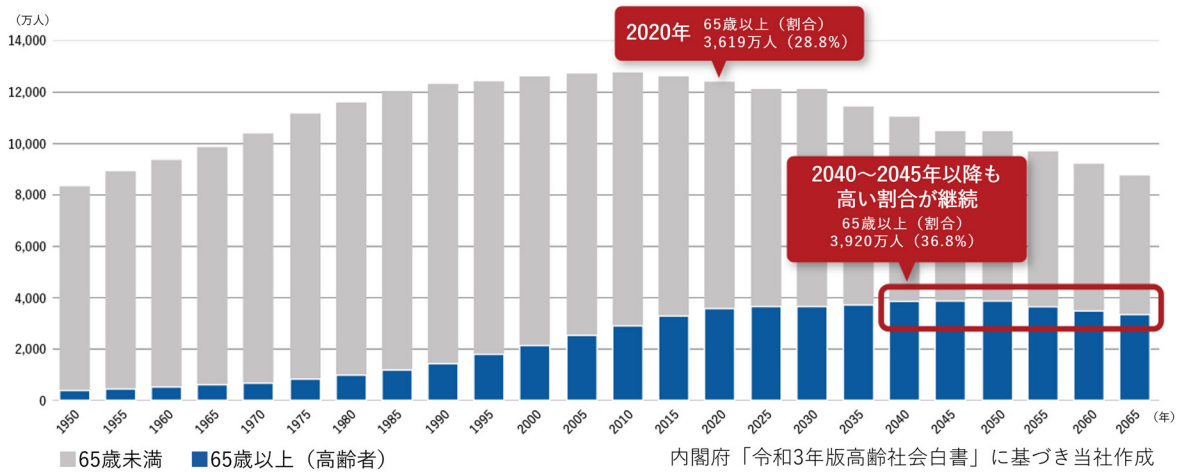
(1) ライフリズムナビ事業の概要

<国内動向について>

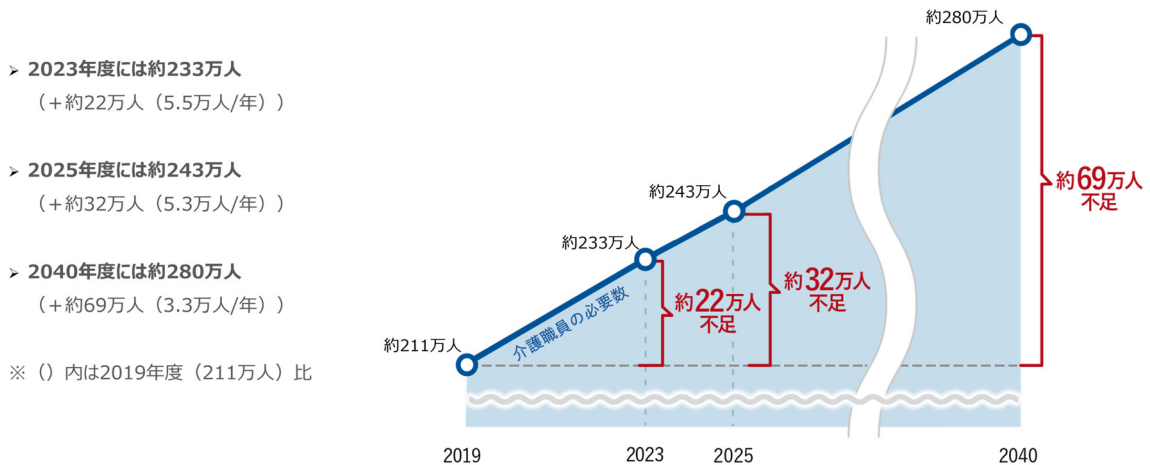
国内の超高齢社会の進展に伴い現時点で65歳以上の高齢者人口割合は約28%を超えており、今後総人口は減少傾向であるものの高齢者の割合は2050年以降も当面同水準(注1)と見込まれております。国や自治体の施策により健康寿命延伸の取り組みも進められておりますが、要介護人口は増大する見込みです。

一方、介護を担う介護職員数は2023年時点ですでに約22万人不足しており、2040年時点では約69万人まで不足分が拡大する(注2)とされています。これらの事実から、従来の「人の手による介護」モデルは限界に来ており、最新のロボット技術、ICT技術を駆使して介護を担う現場の負担軽減や介護施設の事業運営効率化等のサポートが必須となりつつあります。そのため内閣官房資料「成長戦略フォローアップ」の重要分野における取組みの中にもデータヘルス、健康・医療・介護のDXの推進について具体的な言及がなされている(注3)とあります。

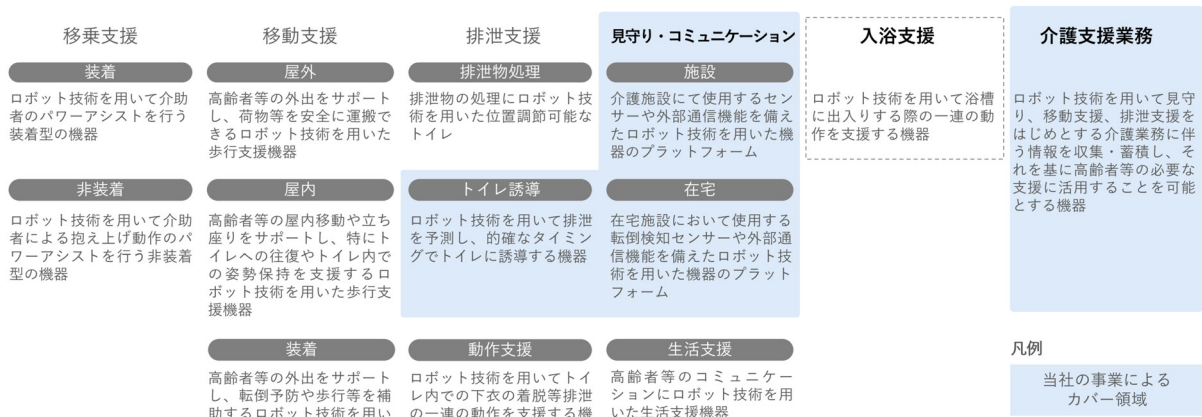
なお、この傾向は介護施設にとどまらず、地域包括ケアシステムの推進とともに拡大していく在宅介護領域においても同様です。しかしながら国内の介護業界には感情側面での「人の手による介護」といったこだわりが存在し、また業界としてICTリテラシー水準が決して高くないという実態もあり、DXが進展しにくいという根深い課題も存在しているのが実情であります。



国内の人口動態



介護の担い手に関する将来予測



厚生労働省「ロボット技術の介護利用における重点分野」もとに当社作成

凡例
 当社の事業によるカバー領域

国の政策・施策トレンド

- (注) 1. 内閣府「令和3年版高齢社会白書」第1章 高齢化の状況より
 2. 厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について 別紙1」
 3. 内閣官房「成長戦略フォローアップ 令和3年6月18日」12. 重点分野における取組より
 厚生労働省「ロボット技術の介護利用における重点分野（概要）」

<ライフリズムナビ+Dr. の概要>

ライフリズムナビ+Dr. は各種センサーを活用した高齢者施設向けSaaS型見守りシステムとして提供しております。センサーはスタッフの介護や介助を阻害せず、また介護ベッドの寝心地を損なわない薄型形状のライフリズムナビSleepSensorを始めとして、人感センサー、ドアのあけしめセンサー及び温湿度センサー等の基本的な組み合わせのほか、ご利用者様（各施設事業者様）のニーズに合わせてエアコンの遠隔コントローラ、顔認証カメラ、ナースコールの代替機能を持つ呼び出しボタンや見守りコール、体温計・血圧計・血中酸素濃度計などの各種バイタル計測器等も任意に選択可能です。これにより、個室が主体の有料老人ホームや多床室が主体の特別養護老人ホームなど、お客様ごとに最適な組み合わせをご利用可能な形態を取っております。

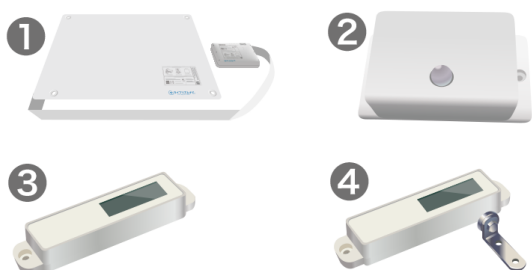


ライフリズムナビ+Dr. システム全体像



ライフリズムナビ+Dr. センサー機器一覧

個室向けの機器組み合わせ例



【センサー構成】

- ①ライフリズムナビ SleepSensor / LRNゲートウェイ、
- ②人感センサー、③温湿度センサー、④あけしめセンサー

左：有料老人ホーム（個室）

多床室向けの機器組み合わせ例



【センサー構成】

- ①ライフリズムナビ SleepSensor / LRNゲートウェイ、
- ⑧居室内カメラ（オプション）

右：特別養護老人ホーム（多床室）

センサー組み合わせ例

各種センサーから取得された睡眠データ、バイタルデータ、環境データ等のビッグデータはクラウド上に蓄積され、当社独自の解析技術により即時処理が施され、その結果をリアルタイムで介護施設のスタッフルームのパソコンや、各スタッフが保有するスマートフォン、タブレットに表示します。これにより施設のスタッフは日勤帯、夜勤帯を問わず各居室の様子を把握することができ、不要な訪室による状態確認業務を削減、業務効率化を実現しております。さらにライフリズムナビ+Dr. は国内大手6社の介護記録システムとAPI（注1）連携を実現しており、睡眠データ、各種バイタルデータ、室内環境データ等が自動で記録されます。これまで施設スタッフが日々時間を掛けて手入力をしていた作業を自動化することで、さらなる業務効率化に寄与します。

（注）1. API（エーピーアイ）とは、Application Programming Interfaceの略で、プログラムの機能をその他のプログラムでも利用できるようにするための規約のことを指します。API連携を行うことで他のサービスとの連携が実現し、サービスを拡張することができます。



ライフリズムナビ+Dr. 一覧画面イメージ

またライフリズムナビ+Dr. は様々なアラートを設定可能で、例えばトイレ介助が必要な入居者の方に対しベッド上の体動を継続して検知した場合に通知する「体動アラート」を活用することで、入居者がお一人で離床しトイレに向かおうとする行動の予兆段階でスタッフが把握、訪室し適切な介助を行うことが可能です。これにより施設で発生頻度が高いとされる転倒事故の削減に繋がっております。同様に「体動アラート」を認知症の入居者などオムツを装着している方に適用しますと、排泄後の気持ち悪さからベッド上でオムツを脱ごうとするいわゆる「オムツ外し」を事前に察知することができ、この段階で介助を行うことで寝具の汚染やその交換作業などを回避することも可能です。このような事後の対応を大きく減らすことで業務効率化が実現でき、スタッフにも余裕が生まれ、本来行うべきだった介護に注力することが可能となります。これは施設運営上の大きなメリットであるだけでなく、施設スタッフの身体的、心理的負担も軽減し離職率の低減にも繋がっていきます。ライフリズムナビ+Dr. にはこのようなアラート設定が多数用意されており、カスタマーサクセス部による各種アラートの最適な運用に関するサポートも加わることで、多くのお客様にご活用いただいております。

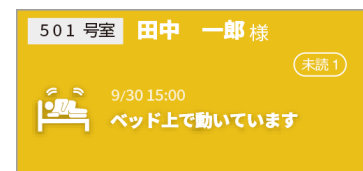


左：睡眠中



中：在床（覚醒中）

標準アイコンとアラートアイコンの例



右：体動アラート

<従来課題を解決した、ライフリズムナビSleepSensor>

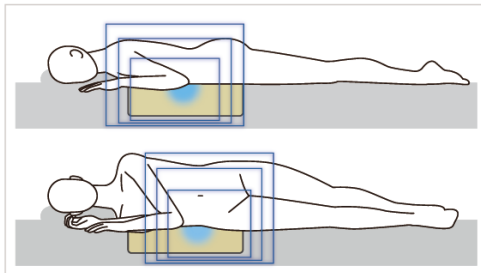
ライフリズムナビ+Dr. で使われるセンサーの中で、マットレスの下に設置し睡眠やバイタルデータを取得するライフリズムナビSleepSensorには、当社が開発した技術が活用されています。ライフリズムナビ+Dr. ではこれまでも生体判別のため200種類以上のスクリーニングフィルターを内包したクラウドAI（注1）を運用しておりましたが、2022年3月にリリースした自社開発のライフリズムナビSleepSensorから新たにセンサー上にエッジAI（注2）を搭載いたしました。クラウド上とハード上、二つのAIが連携し相互に自己学習を繰り返すデュアルAI（注3）化を進め、継続的に使用することでセンサーが計測対象者に適合し計測精度を高めていく自己成長型の睡眠センサーとして適用しております。さらに、SleepSensorマット部（特許出願中）にも特徴があり、従来はトレードオフの関係であった検知範囲の拡大と精度の高い睡眠データ・バイタルデータ取得の両立も実現しております。



ライフリズムナビSleepSensor

新開発テクノロジー

SleepSensorエッジAI



▲ 対象者に適合しデータを取得

対象者の臥位情報を3D検知し、正確に伝達します。
ベッド端部 仰臥時にもくまなくデータ取得が可能です。

延べ1万人を越える臥位データを解析し独自開発した
生体情報を学習するエッジAI機能により、新型
SleepSensor自体が対象者に適合していきます。

独自テクノロジー

SleepSensorクラウドAI



クラウドAIシステムでは 生体判別のための200種類
以上のスクリーニングフィルターが常に稼働。エッジ
AIシステムから取得した生体情報をダブル判定するこ
とで、より正確なセンシングにつながっています。

連携する二つのAI

尚、これらの技術を適用したライフリズムナビ+Dr. では、センサーを活用した見守りシステムにありがちな「誤
反応・誤発報・通知遅延」を大幅に低減するとともに、これまで介護現場のニーズが高いものの適用が困難であった
エアーマットとの組み合わせ利用が可能になるなど、顧客視点でより使いやすいサービスとなっております。

▲ 対象者と誤認

- ・ベッド上の荷物を対象者と検知する
- ・微弱な振動および、低周波により対象者と検知する

▲ 離床判定の遅延

- ・微弱な振動および、低周波により離床判定が遅れる
- ・ベッド柵の伝い歩きで、離床判定が遅れる

▲ 検知ができない

- ・エアーマットだと正確にデータが取得できない
- ・ベッドの端部で寝ているとデータが取得できない
- ・体重が軽かったり、生体情報が微弱な方のデータが取得できない

見守り用ベッドセンサーにありがちな課題

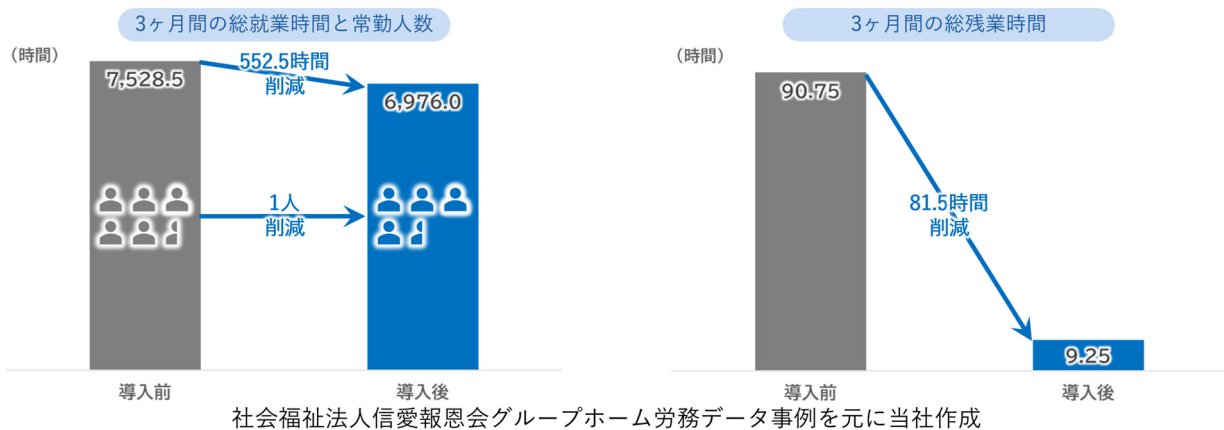
(注) 1. クラウドAIとは、クラウド内で動作するAIであり、200種類以上のスクリーニングフィルターを持ち、正
確なセンシングを可能にしております。またエッジ側から送信された新たなパターンデータを学習し、新

規のフィルタとして構築するとともに、新フィルタをエッジ側にフィードバックする機能も有しております。

- エッジAIとは、クラウドAIに対して端末側で処理を行うAIを指し、ライフリズムナビ事業ではライフリズムナビSleepSensorのゲートウェイ（LRNゲートウェイ）内に組み込んだAIを指しております。エッジAIは使用頻度の高い厳選されたフィルタを搭載しており、取得したデータについて例えば人かノイズかを判定し、さらにオートチューニングにより人にフィット&ギャップする機能を保有しております。また新たなパターンを検出した場合は、当該データパターンを解析するためクラウドAIに転送する機能も担っております。
- デュアルAIとは、エッジAIで検出した新たなデータパターンをクラウドに転送し、クラウドAIで新たなフィルタを生成する機能と、当該フィルタを随時エッジAIにフィードバックすることで常に最新の判定が可能となるような、相互学習を繰り返す機能を持つ自己成長型のAIについて呼称しております。

<ライフリズムナビ+Dr. の導入効果>

当社のライフリズムナビ+Dr. は介護施設現場の負担軽減に直接的に寄与するサービスであります。



ライフリズムナビ+Dr. 導入による効果 生産性の向上による介護人材の需給ギャップを補填

上の図はライフリズムナビ+Dr. を導入した施設において、導入前後における就業状況の変化を表しております。ライフリズムナビ+Dr. 導入後は業務効率化により常勤数を1名減らすことができ、さらに残業時間も大きく削減できております。これはライフリズムナビ+Dr. の効果に加え、介護業界のお客様、現場のニーズに寄り添った当社独自のビジネスモデルによる効果も関連していると考えております。ライフリズムナビ事業では介護現場で就業経験を持つ人材が多数所属する当社のカスタマーサクセス部門による、ライフリズムナビ+Dr. 導入前からのサポート、導入後の継続的な活用に至るまでの伴走しております。ハードウェア、ソフトウェア、施設内ネットワーク、そして日常の使い方のコツまで、現場のお困りごとに寄り添い続けるといった柔軟なサポート体制を構築しており、ICTやデジタル技術に苦手意識を持つ介護現場のお客様からも使いやすい、無くてはならないツールになった等の声が寄せられております。その結果として2023年4月時点でライフリズムナビ+Dr. の累計利用者数が1万6,500人を超え、導入施設数も200棟以上となりました。年次のChurn Rate（注1）も0.02%（2022年10月期）と、ほぼ解約の無いサービスとして受け入れられております。

（注）1. Churn rate（チャーンレート）とは、解約率のことを言います。当社では収益を基準に算出するレベニューチャーンレートを採用しており、（月次の解約分の月額費総額÷月初時点における月額費収入合計）×100で算出しております。

<ライフリズムナビ+HOMEの概要>

ライフリズムナビ+HOMEは、当社の事業パートナーである東京ガス株式会社がサービサーとして2021年2月から展開する一般のご家庭用の見守りサービスです。ニーズが顕在化しつつある「離れて暮らす親の日常を心配する子世帯向けサービス」としてスタートしており、東京ガス株式会社がエネルギー事業者として約140年に渡って日々の暮らしに寄り添う中で積み重ねてきたマーケティング技術と、生活者のお困りごとに対するソリューション提供の実績に、当社のライフリズムナビ+Dr. で培った技術、ノウハウを提供し共創することで子世帯の本音に寄り添った新たな価値軸での見守りサービスとして提供されております。また最近では国が推進する地域包括ケアシステムの方針を

鑑み、在宅介護領域でのサポートサービスとして、展開の領域を広げております。当社は東京ガス株式会社にセンサー機器を販売するほか、月額利用料等による収益を得ております。



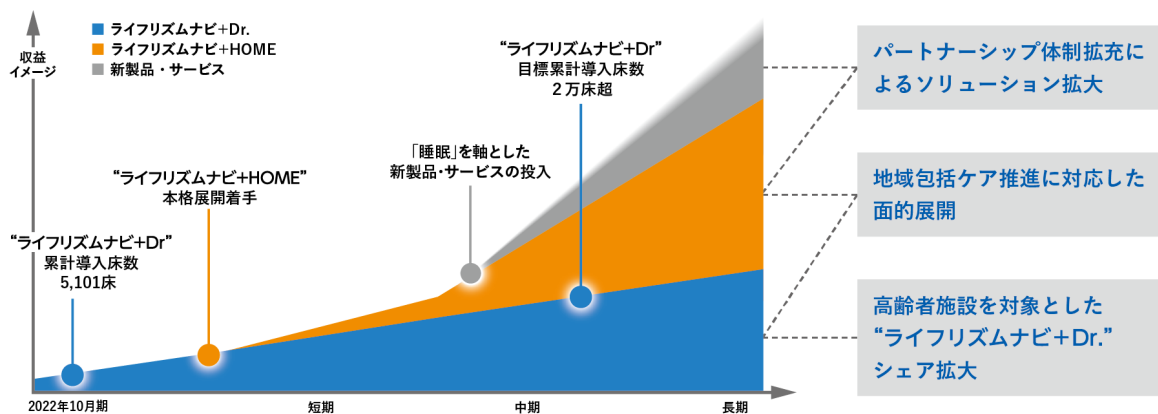
ライフリズムナビが支える地域包括ケアシステムのイメージ

<受託研究開発>

当社の睡眠／生活習慣データベース、睡眠データ解析技術並びにハードウェア／ソフトウェアの自社開発技術は、介護業界だけでなく、他の事業領域にも適用可能な当社のアセットと捉えております。実際に異業種の企業からお声がけを継続的に頂いており、複数の事業者と具体的な検討を深めているところであります。尚、パートナーと共創することによって得られた知見、技術、さらにサービスを通じて永続的に蓄積される睡眠／生活習慣ビッグデータは常に当社にフィードバックされ、さらなる付加価値として改良と発展を続けます。

(2)中長期的な事業及び収益拡大のイメージ

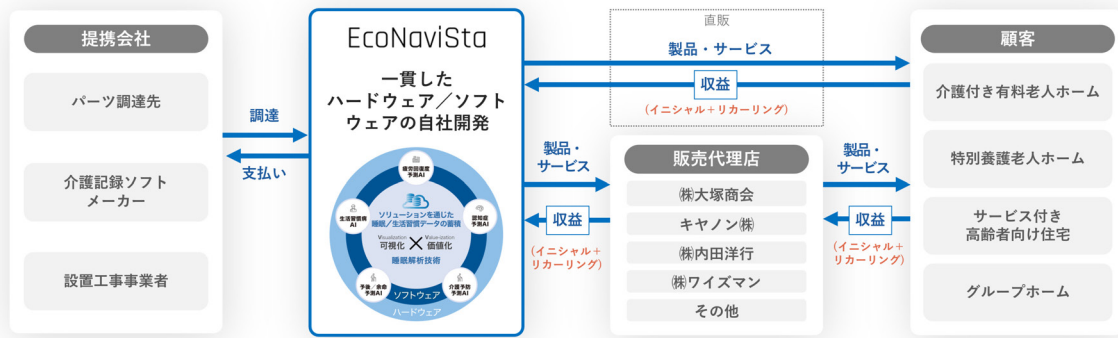
当社のライフリズムナビ事業に関する今後の展開として、短・中期的な取り組みとして高齢者施設を対象としたライフリズムナビ+Dr.のシェア拡大に注力し、目標累計販売台数として2万台を設定し取り組みを進めていく予定です。また現在、在宅介護領域への展開を広げつつあるライフリズムナビ+HOMEについて、地域包括ケアシステムの枠組みの中で中・長期的に販売拡大を推進しつつ、さらに睡眠を軸とした新製品・サービスの投入も行うことで収益の拡大を目指してまいります。



事業及び収益拡大のイメージ

私たちは、経営理念「今と未来が見える化し 次世代の安心を創造する」に基づき、介護、医療の枠を超えた様々な社会課題の解決に継続的に貢献する企業でありたいと考えております。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年5月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
32	38.5	2.7	5,351,797

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、ライフリズムナビ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は経営理念「今と未来に見える化し 次世代の安心を創造する」に基づき、介護業界の課題に対して業務効率化に寄与するソリューションを提供しております。特に介護領域の担い手不足は国内の人口動態上当面継続する課題であり、施設における介護、在宅介護共に抜本的な対処が必要となっております。当社の創業者であり医師でもある現取締役会長の梶本修身は、自身の親に対する介護の経験から従来の「人の手に拘った事後的対応」を行う介護ではなく、最新のICT（注1）技術を取り入れ「変化の予兆」の段階で把握し、「先んじたケア」を行うことの重要性を認識したと言います。介護をする側、される側共に人としての尊厳を保ちつつ、お互いの心理的、肉体的負担を軽くする、そのソリューションの実現が必要だと痛感したことから、医師である自身が監修しライフリズムナビ+Dr.事業の立ち上げに至っております。

当社はこの思いを原点に、睡眠データ解析技術、センサフュージョン技術、そして医学的知見を統合することで、SaaS型高齢者施設見守りサービス「ライフリズムナビ+Dr.」を生み出しました。現在、ライフリズムナビ+Dr.はSaaS型高齢者施設見守りシステムとしてNo.1（注2）となっており、先回りの介護で業界を牽引する、まさに次世代の安心を創造するサービスとして展開しております。まずは介護・医療業界の課題に寄り添い、そこで培った技術とノウハウを磨くことで新たな事業パートナーと共に新たな事業領域も視野に入れ、様々な社会課題の解決にも取り組んでまいります。

- (注) 1. ICT（アイシーティー）とは、「Information and Communication Technology」の略称で、情報通信技術のことです。IT（Information Technology）が情報技術そのものを表すのに対し、さらに通信技術を介して行う技術の活用方法を指します。
2. 2022年4月27日発行 高齢者住宅新聞 見守りシステム アンケート調査より。

(2) 経営環境

高齢者向け介護産業の市場規模は、2025年で15.3兆円、2040年には25.8兆円に拡大する見通しとなっております（注3）。そのため介護サービスの需要拡大は進むものの、担い手としての介護人材不足は深刻であり、政府は2020年度に介護ロボット導入等への補助金を拡充する等、介護ロボットの普及を後押ししている状態です。介護ロボットとは、介護現場の負担軽減・業務効率化を実現する介護IT機器として自動で情報を感知・判断・動作するものとされ、近年多様な介護ロボットが上市されています。当社のライフリズムナビ+Dr.はオプションサービスの「見守りコール」を含め、介護ロボットの「見守り・緊急通報サービス」に該当し、各種補助金・助成金の対象となっております。

- (注) 3. 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省 2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材） 平成30年5月21日

介護ロボットの一覧

移乗支援	・介護用のマッスルスーツやアシストベッドなど、被介護者をベッドから車椅子などに移し変える際、介護者の負担を軽減するロボット
移動支援	・電動歩行アシストカートなど、被介護者の移動を可能にしたり、移動の負担を減らしたりするためのロボット
排泄支援	・ベッドサイド水洗トイレなど、被介護者の排泄物を感知、処理や陰部の洗浄・乾燥を自動で行うロボットや適切なタイミングでトイレへ誘導するロボット、排泄に係る一連動作を支援するロボット
見守り(緊急通報含む)	・バイタルやセンサー・カメラによる被介護者の観察を起点にインカムや自動報知、分析ソフト等を組み合わせて介護者の緊急事態の自動報知をするロボット
コミュニケーション	・AI技術を基に被介護者とコミュニケーションをとるロボットや、介護職員や家族との円滑なコミュニケーションを促進するロボット
入浴支援	・入浴に係る一連動作を支援するロボットや浴槽への移動を支援するロボット
介護業務支援	・掃除や調理、記録などの身体介護以外の業務を支援し、介護者の負担を軽減するロボット

見守り・緊急通報サービスの全体観

見守り・緊急通報サービス	直接見守り	定期訪問	・介護人材が定期的に自宅訪問、安否確認をするサービス ・電気水道業者・宅配業者等が訪問のついでに安否確認をするサービス
		配食サービス付訪問	・配食時に高齢者の健康状態や安否確認をするサービス
	間接見守り	センサー	・センサー機器を活用し生活状況の変化を感知、メールなどで報知するサービス
		カメラ	・カメラを活用し生活状況を観察、異常を検知しメールなどで報知するサービス
		緊急通報(ボタン)	・緊急時に高齢者が自らボタンを押し、警備員や介護者が駆け付けるサービス
		アプリ	・高齢者が簡単操作で家族とコミュニケーションを取れるサービス

また今後ライフリズムナビを後述の居宅介護向け、地域包括ケアシステムを推進するサービスへと拡張し、さらに当社の技術やサービスを公的保険外のヘルスケア市場への適用も想定いたしますと、当社事業の対象となる領域は将来に渡って非常に大きな市場であると捉えております。以上を踏まえ、当社ではTAMを3兆4,000億円、SAMを4,000億円、SOMを600億円と推定しております。



※1 2025年における65歳以上世帯数見込2,103万世帯×1台当たり出荷金額(概算)15万円+公的保険外ヘルスケア市場のうち睡眠市場1,900億円+同ヘルスケア関連アプリ市場規模600億円[国立社会保障・人口問題研究所 日本の世帯数の将来推計(全国推計)2018(平成30)年推計](平成30年2月28日) / [経済産業省 「次世代ヘルスケア産業審議会の今後の方向性」](平成30年4月18日)

※2 介護予防サービスにおける介護予防福祉用具貸与48,595百万円、及び介護サービスにおける福祉用具貸与350,628百万円の合計 [厚生労働省 令和3年度 介護給付費等実態統計の概況 (令和3年5月審査分～令和4年4月審査分)] (令和4年9月21日)

(3) 当社の強みと事業戦略

当社のコアコンピタンスは睡眠ビッグデータの解析技術、ライフリズムナビ事業を通じて保有し、今後も増大し続ける膨大な睡眠データ、ハードウェア/ソフトウェアの一貫した自社開発メソッドの三つと捉えております。睡眠データ解析技術はデータの解析のみに留まらず、社会課題や顧客のニーズに寄り添い適切なソリューションとしてご提供する価値化技術も含んでおり、例えば特許化された認知症予測AIの開発等、当社のノウハウや人材も含め強い差別化要素となっております。

これら三つのコアコンピタンスを中核に、当社の事業戦略として①知的財産戦略、②カスタマーサクセスによる伴走と顧客価値最大化、そして③導入時の機器販売による収益と月額費から構成される、事業を支える強靱なキャッシュフローの維持、の三つを設定しております。これらの事業戦略を追及することで、当社は確かな顧客価値を創造し、継続的な提供を実現しております。

① 知的財産戦略

当社は知的財産を重視しております。自社のシェア獲得のための競争力、他社参入障壁確保の源泉として具体的な知的財産関連の取り組みを継続しております。各種知的財産権に関して当社単独での出願、権利化を推進することはもちろん、他社との共同開発の成果について共同出願を行うなど当社の事業推進に適切な手段により実効性のある知財戦略を取り進めております。また定期的に業界や競合の知的財産の調査も実施しており、特許や商標等相互の侵害状況の確認も行っております。現時点で特筆すべき事案は確認しておりませんが、当社としましては今後もこのような取り組みを積極的に進めてまいります。

② カスタマーサクセスによる伴走と顧客価値最大化

当社の重点戦略の一つとして、カスタマーサクセスの組織化とその活動が挙げられます。所属する担当者には介護現場経験者や介護福祉士の資格保有者も在籍し、介護現場のニーズや業務上のお困りごとを自ら体験してきた人材で構成しております。そのため当社のサポートはライフリズムナビ+Dr.の機能に関する一般的な内容に留まらず、現場のスタッフが躓きやすいポイントを読み取ったサポートであり、ICTリテラシーが決して高くないスタッフの方々も、脱落することなくライフリズムナビ+Dr.を活用できるようになっております。またこのサポートは個別相談以外にも複数回の定期専用プログラムとして体系的に運用しており、目標の明確化からサービスをご利用になる過程で顧客ごとの課題や躓きのポイントを抽出し、個別習熟プログラムとして再構築、実践しております。これらの結果として、ライフリズムナビ+Dr.を十分に使えるようになるだけでなく、さらにその先の科学的介護(注4)を活用したより効率的で発展的な介護に繋げる意欲の醸成まで伴走しており、業界の一般的なサポート部門とは一線を画す手厚いカスタマーサクセスを実現しております。

さらに、故障対応についてもライフリズムナビ+Dr.がSaaS型であることを活かし、機器やシステムの不調時はクラウドからカスタマーサクセスメンバーに即時通知が届く体制を整えております。介護スタッフが現場で機器の不調に気づく前にカスタマーサクセスメンバーが現場の状況を把握し、先んじて遠隔復旧を実施したり、介護スタッフに対処方法をお伝えすることで、現場スタッフの負担を軽減し、また業務を可能な限り止めない運用に貢献しております。

③ 導入時の機器販売による収益と月額費から構成される、事業を支える強靱なキャッシュフローの維持

当社のライフリズムナビ事業における収益は一部のリースモデルを除き主に機器販売のインシヤル収益と月額費のストック収益の二つに分けられます。特に後者の月額費による収益は介護業界では比較的珍しいモデルとなっており、当社の事業のベースを支えています。当社はこの二つの収益により、当社の特徴であるカスタマーサクセス組織の維持拡大を実現させ、その効果で顧客満足度が向上し、低いChurn Rateを実現するという好循環に繋がっております。また今後もライフリズムナビ+Dr.の顧客数増大が見込まれる中では月額費による収益も増大するため、より強靱なキャッシュフローを維持し、スピーディーな投資判断の実行や事業のさらなる拡大に繋げていく源泉としてまいります。

(注) 4. 科学的介護とは、厚生労働省により科学的裏付け(エビデンス)に基づく介護と定義され、介護現場の情報を収集、蓄積、分析し、その結果を現場にフィードバックすることでさらなる科学的介護を推進することを指します。

(4) 中期長期的な会社の経営戦略

① ライフリズムナビ+Dr.のシェア拡大

当社は継続的な成長のためライフリズムナビ+Dr.のシェア拡大を目指します。まずはライフリズムナビ+Dr.を導入い

ただいた法人顧客に対してカスタマーサクセスによる伴走を行い、顧客満足度向上により当該法人のグループ施設への追加導入（リピート）を増やしてまいります。また国内各地方に根差し、地域特化型の販社体制を敷く法人と積極的なアライアンスを実施することで、広く地方に分散する高齢者施設に対して効率的に営業し、シェア拡大を実現してまいります。

②事業パートナーシップ体制の拡充とソリューションの拡大

ライフリズムナビ+Dr.に関するアライアンスだけでなく、インフラ、エネルギー、住まい、家電機器等、介護はもちろんだ日常の暮らしまでカバーする多様なパートナーと提携を積極的に進めてまいります。これにより、施設介護の見守りやDXだけでなく、居宅介護、地域包括ケアシステムの中での総合的なソリューション事業者へと変革し、社会課題の解決と顧客価値最大化による収益の拡大を目指してまいります。

③上記①、②によりライフリズムナビ事業が拡大するにつれて、当社が保有する睡眠データはますます増大し続けます。現在は睡眠データ解析による介護テック事業者として歩んでおりますが、今後はこの蓄積した睡眠データをベースに、ソリューション事業領域の拡大も進めてまいります。事業ポートフォリオの一環である受託研究開発事業を通し、様々なアセットや顧客基盤を保有するパートナーとの共創を深めてまいります。

(5)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社はライフリズムナビ事業における高い成長性及び安定性、収益性を確保する観点から、当社の状況を適切に表す指標として、導入床数の推移、年間リカーリング収益、Churn Rateの推移を重要な経営指標と捉えております。

(6)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

①ライフリズムナビ事業拡大の戦略

現在ライフリズムナビ+Dr.はBtoBの介護施設向けサービスとして提供しており、ライフリズムナビ+HOMEはBtoBtoC及びBtoCの一般ご家庭向けサービスとして展開しております。当社のライフリズムナビ事業で培った技術やノウハウは、新たな価値創出の源泉であり、介護に関わる各企業や福祉法人、自治体などのパートナーと互恵関係を築きながら機能的な連携を実現してまいります。パートナーとの共創を進め、施設介護と同等以上に大きな市場であるBtoBtoCの在宅介護領域、さらには医療サポートも含めた巨大な地域包括ケアシステム市場を牽引する企業を目指してまいります。

②優秀な人材の採用と育成

当社の持続的な成長のためには、様々な事業領域で経験を積んだ優秀な人材を多数採用し、開発体制、カスタマーサクセス体制、その他営業、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えております。中でも特に、ライフリズムナビ事業における顧客価値最大化のために、顧客ニーズを的確に吸い上げ、ソリューション化しお届けする、カスタマーサクセスと開発エンジニアの人員強化に努めてまいります。当社の企業理念や事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に取り組んでまいります。

③情報管理体制の強化

当社はサービス提供やシステム運用の過程において、睡眠データ等の情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると捉えております。現在、情報管理規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修実施やシステム整備などを継続して行ってまいります。

④内部管理体制の強化

当社はライフリズムナビ事業における成長段階にあり、事業の拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性・透明性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築を図ってまいります。

⑤財務上の課題

当社は、基本的に自己資金及び営業キャッシュ・フローによる安定的な財務基盤を確保しており、優先的に対処すべき財務上の課題はございません。ただし、今後の成長戦略の展開に伴い、内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの拡大で、さらに財務体質を強化するとともに、株式市場からの必要な資金確保と金融機関からの融資等を選択肢とする等により多様な資金調達を図ってまいります。

⑥社会課題の解決とSDGsの取り組み

当社は「今と未来を見える化し 次世代の安心を創造する」という経営理念に基づき事業を推進しており、社会課題解

決が、結果としてSDGs（持続可能な開発目標）に掲げられる各目標達成に繋がっていくと認識しております。現状においては「3. すべての人に健康と福祉を」、「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」等が当社の事業展開と密接に同期しております。まずは介護業界から、そして今後も、これらのテーマにおけるより大きな社会的インパクトの創出に努めるほか、事業拡大を図る中で、多種多様な産業へと顧客層を拡大すると同時により広範な社会課題の解決を志向し、その他のSDGsの目標達成にも繋がるよう、具体的なアクションや成果を生み出すことを目指してまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりです。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要であると考えられる事項については積極的に開示しております。

当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針がありますが、当社の株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

当社はリスク管理委員会を設置しリスク管理にあたっております。同委員会は代表取締役社長の諮問機関であると同時に、具体的なリスク管理活動又は緊急時対応に関する執行機関であり、取締役、部長及び常勤監査役にて構成しております。委員長を代表取締役社長とし、四半期に一度定時会を開催するほか必要に応じて適宜開催し、当社のリスク管理体制の構築及び運用に関する各種施策のほか、クレーム・インシデント事案の対応について審議し、答申しております。また、緊急事態発生時には、対応策に関する決定・指示機関として機能することを予定しております。

本項に記載している将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のあるリスクの全てを網羅していることを保証するものではありません。

(1) 事業に関するリスク

① 介護市場の成長性（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社の主たる事業領域である介護関連市場は、人口動態としての超高齢社会の進展、要介護者と介護人材の需給ギャップの拡大、それらの課題解決のための技術革新や国主導のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進などの影響を受け、今後もさらなる市場規模の拡大が想定されます。しかしながら、今後の市場成長率は、介護に対する新たな法規制・政策の導入、関連市場の動向、景気変動による介護の担い手不足の深刻化など外的要因による影響を受けるため、これらの影響による市場成長率の鈍化により、当社の事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。当社としましては、介護施設向けのライフリズムナビ+Dr.に加え、在宅介護に向けたライフリズムナビ+HOME等、国が推進する地域包括ケアシステムの枠組みに合わせて事業を推進しつつ、さらに介護業界に留まらず蓄積した睡眠データをベースに、ソリューション事業領域の拡大を行うことで対応してまいります。また法規制等につきましては早期に改正内容を把握し、適宜顧問弁護士等の専門家の指示を仰ぎながら対応を進めていく予定です。

② 競合の動向（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社の現在の主たる事業領域である介護施設見守りは、多数の既存事業者が存在するほか、今後も業種にかかわらず大手企業から高度に専門化した新興企業まで、様々な事業者による新規参入が見込まれます。当社は独自の睡眠データ解析技術、膨大な睡眠データ、ハードウェア/ソフトウェアの一貫開発メソッドを中核に、クラウド型かつセンサー複合型の高齢者施設見守りシステムとして競争優位性を保持しており、関連事業者の増大が直ちに競争上の脅威となるものではありません。しかしながら当社より優れたデータ解析技術、営業力、ブランド又は知名度を有する他の事業者の動向によっては、当社の期待通りに顧客を獲得・維持できないことも考えられます。

当社としましては、他の事業者と差別化を図ったサービスを開発・提供できるよう引き続き邁進してまいります。競争環境の激化等により、当社の事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

③ 当社の製品について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社の製品（センサー等）・サービスに欠陥等が生じた場合、当社の製品・サービスの質に対する信頼が悪影響を受け、当該欠陥等から生じた損害について当社が責任を負う可能性があるとともに、当社の製品の販売能力に悪影響を及ぼす可能性があり、当社の経営成績、財政状態及び将来の業績見通しに悪影響を及ぼす可能性があります。当社としましては、今後も継続して製品・サービス品質の維持向上に努めてまいります。

④ 当社製品の原材料、部品について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社の製品（センサー等）に関する原材料、部品の不足は、昨今の半導体不足に代表されるように急激な価格の高騰を引き起こす可能性があります。これらの市況価格の上昇は当社の製造コストの上昇要因であり、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。このリスクに対しては、市場流通在庫の把握や価格動向の定期的な調査を行うとともに、予算に基づく早期の発注を行い一定の在庫の確保に努めてまいります。

⑤ 業績の季節変動（顕在化の可能性：高、顕在化の時期：短期、影響度：中）

日本国内では商習慣上3月を期末月とする法人が多く、また介護関連の補助金も年度区切りで展開されているこ

とから、当社の顧客法人は3月末までに当社のサービス提供を求める例が多くみられます。そのため、当社の売上高は、当社の第2四半期（2月から4月まで）、特に3月に偏在する傾向があり、特定の四半期業績のみをもって当社の通期業績見通しを判断することは困難であります。また、補助金については国や自治体の方針により補助の金額や継続性が変動することがあり、当社の売上に影響を及ぼす可能性があります。当社としましては、新たに在宅介護向けのライフリズムナビ+HOMEの拡大を推進することで、季節変動の影響を受けにくい、年間を通した収益化を目指してまいります。

なお、2022年10月期の当社の売上高及び営業利益の四半期会計期間毎の推移は以下の通りです。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高（千円）	104,125	605,406	88,685	95,464	893,680
営業利益（千円）	16,365	337,534	△15,609	△35,297	302,993

⑥システム障害（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：短中期、影響度：高）

当社がクラウドで提供しているライフリズムナビ事業は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しております。したがって、自然災害や事故によりインターネット通信網が切断された場合には、サービスの提供が困難になります。サイバー攻撃等により当社サービス基盤への攻撃を受けた場合には、システム障害により事業遂行が困難になることや、事業上の重要機密が漏洩する可能性があります。また、予想外の急激なアクセス増加等による一時的な過負荷やその他予期せぬ事象によるサーバーダウン等により、当社のサービスが停止する可能性があります。これまで当社において、そのような事象は発生しておりませんが、今後このようなシステム障害等が発生し、サービスの安定的な提供が行えないような事態が発生した場合には、当社の事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。これらのリスクに関しましては、監視ツールの運用により障害を早期に発見可能な体制を整えている他、セキュリティシステムの導入やシステムの冗長化等による安定稼働の継続に努めております。

⑦知的財産権におけるリスク（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社のビジネス上、当社独自もしくは共同開発を行った成果に対して特許、その他知的財産権は重要であります。当社は、サービスに関わる知的財産権の獲得に努めておりますが、当社の知的財産権が十分に保護されない場合には、当社の事業、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社による第三者の知的財産権侵害の可能性につきましては、可能な範囲で調査を行っておりますが、当社の事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社が認識せずに他社の知的財産権を侵害してしまう可能性は否定できません。かかる場合のロイヤリティの支払や損害賠償請求等により、あるいは当社の知的財産が侵害された場合において、当社の事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。当社としましては、今後も知的財産の早期出願を行うとともに、他社の知的財産の調査を継続的に行い、必要に応じて弁理士等専門家の指示を仰ぎながら対応を進めていく予定です。

(2)経営管理体制に関するリスク

①人材の採用及び育成（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短中期、影響度：高）

当社は、事業の拡大に伴い、積極的に優秀なインフラやアプリケーション制作等のソフトウェア開発を行うエンジニア、睡眠データの解析を担うデータサイエンティスト、またライフリズムナビ事業を支えるカスタマーサクセス人材の採用・育成を進めております。しかしながら、事業規模の拡大に応じた当社における人材育成、外部からの優秀な人材の採用等が計画どおりに進まず、必要な人材を確保することができない場合には、当社の事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。当社としましては、継続して人材の採用を行っており、現時点におきましても各部ソフトウェアの拡充を行っておりますので、今後も事業の拡大に併せた採用及び育成を行ってまいります。

②特定の人物への依存（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：短期、影響度：高）

当社の代表取締役社長渡邊君人は、経営戦略、事業戦略等当社の業務に関して専門的な知識・技術を有し、重要な役割を果たしております。当社では取締役会等において役員及び従業員への情報共有や権限移譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、経営体制の整備を進めており、経営に対するリスクを最小限にしております。しかしながら、渡邊が当社を退職した場合、当社の事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。当社におきましては、渡邊以外の経営メンバーへの権限移譲を日常的に実施しており、その依存度の分散を推進しております。

③内部管理体制（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社は、企業価値の持続的な増大を図るために、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、人材、資本、サービス、情報資産の適正かつ効率的な活用をすることが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております。

そのためにも、当社では内部管理体制の充実に努めております。しかしながら、今後の事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

④コンプライアンス体制（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：短中期、影響度：高）

当社は、企業価値の持続的な増大を図るために、コンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えており、コンプライアンスに関する社内規程を策定するとともに、役員及び従業員を対象として社内研修を実施し、コンプライアンスの重要性の周知徹底を図っております。しかしながら、これらの取組みにもかかわらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤情報管理（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：短中期、影響度：高）

当社がライフリズムナビ事業で取り扱う情報の中には、高齢施設の重要かつ機密性が高い情報が含まれる場合があります。また、当社が提供するサービスやセンサーからの情報においては、原則的に施設入居者の個人情報を取り扱うことはございませんが、状況により取り扱う可能性がございます。これらの情報の取扱いについては、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得し、情報管理に関する諸規程の整備及び適切な運用に努めておりますが、従業員及び委託先関係者の故意・過失、事故、災害、悪意をもった第三者による不正アクセス、その他予期せぬ要因等により情報の漏洩、不正使用または不適切な取扱が発生した場合、損害賠償責任やセキュリティシステム改修のための多額の費用負担を負う可能性及び当局による行政処分等の対象となる可能性があるほか、顧客からの信用を失うことにより取引関係が悪化する可能性があり、当社の事業、財政状態及び業績に重大な影響を与える可能性があります。当社としましては、情報管理に関する諸規程等の社内方針に沿って情報管理を徹底し、また、従業員に対する継続的な教育を行うことなどによって、より一層の適切な情報管理に努めてまいります。

(3) その他のリスク

①大規模な自然災害等（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：短中期、影響度：高）

当社は、有事に備えたBCPを設定し危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、台風、地震、津波、感染症等の自然災害等が想定を大きく上回る規模で発生した場合、当社又は当社の取引先の事業活動に影響を及ぼし、当社の事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

②新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大による影響（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短中期、影響度：中）

国内及び海外主要各国において、COVID-19の長期化による社会的な影響は様々な産業に及んでおり、依然として景気の動向を見通しにくい状況が続いております。当社のライフリズムナビ事業はCOVID-19の感染拡大状況に伴い非接触での遠隔見守りのニーズが増大する側面があり、比較的事業上の影響は軽微な傾向があります。

一方で当社では、COVID-19の感染拡大の長期化に伴うリスクに対応するため、オンラインでの社内コミュニケーションの促進に努めるとともに、全社員に対して感染対策の徹底、感染疑いや体調不良時の就業に関する対応方針を周知し業務基盤を強化しております。

現時点において、COVID-19の感染拡大は当社の事業展開及び経営成績に重大な影響を及ぼしてはおりませんが、今後COVID-19が当社の想定していない事業環境の変化を招き事業展開が計画どおりに進まない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

③訴訟等（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：短中期、影響度：中）

現時点において、当社において係争中の訴訟はありません。しかしながら、将来において当社の取締役、従業員の法令違反等の有無にかかわらず、予期せぬトラブルや訴訟等が発生する可能性は否定できません。かかる訴訟が発生した場合には、その内容や金額によって、当社の業績、財政状態及び事業展開に影響を与える可能性があります。顧問弁護士等と連携し、適切に対応してまいります。

④新株予約権の行使による株式価値の希薄化（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短中期、影響度：中）

当社では、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、本書提出日

現在における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は25.71%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

⑤配当政策（顕在化の可能性：小、顕在化の時期：中長期、影響度：中）

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、より一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

⑥資金使途（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

上場時に実施した公募増資による調達資金につきましては、人材確保費用、ハードウェア調達費用及び研究開発費（ハード・ソフト）等に充当する予定であります。

しかしながら、急激に変化する事業環境により柔軟に対応するため、現時点における計画以外の使途にも充当される可能性があります。また、計画に沿って資金を使用した場合でも想定通りの投資効果を上げられない場合、当社の経営成績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第13期事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

（資産）

当事業年度における資産合計は、1,151,019千円となり、前事業年度と比較して439,415千円増加（前期比61.8%増）となりました。流動資産は、前事業年度と比較して404,751千円増加し、1,044,138千円となりました。主な増減として、売上高増加に伴い現金及び預金が205,037千円増加、半導体不足の影響を考慮した先行調達施策により原材料及び貯蔵品が173,337千円増加したためであります。また、固定資産は、前事業年度と比較して34,664千円増加し、106,881千円となりました。主な増減として、設備投資により工具、器具及び備品が16,839千円増加、ソフトウェアが24,437千円増加したためであります。

（負債）

当事業年度における負債合計は、135,772千円となり、前事業年度と比較して52,734千円増加（前期比63.5%増）となりました。流動負債は、前事業年度と比較し52,734千円増加し、135,772千円となりました。主な増減として、当期純利益の増加に伴う未払法人税等が58,722千円増加した一方で、2022年9月に仕入債務の支払いが減少したことにより買掛金が18,799千円減少したためであります。

（純資産）

当事業年度における純資産合計は、1,015,247千円となり、前事業年度と比較して386,681千円増加（前期比61.5%増）となりました。これは主に増資により資本金、資本剰余金が94,400千円増加、当期純利益が197,881千円発生したことにより利益剰余金が増加したためであります。

第14期第2四半期累計期間（自 2022年11月1日 至 2023年4月30日）

（資産）

当第2四半期会計期間末における資産合計は、1,567,509千円となり、前事業年度と比較して416,489千円増加（前期比36.2%増）となりました。流動資産は、前事業年度と比較して400,012千円増加し、1,444,150千円となりました。主な増減として、売上高増加に伴い現金及び預金が436,331千円増加したためであります。また、固定資産は、前事業年度と比較して16,478千円増加し、123,358千円となりました。主な増減として、未払事業税増加により繰延税金資産が3,629千円増加、またソフトウェア仮勘定が23,423千円増加したためであります。

（負債）

当第2四半期会計期間末における負債合計は、264,530千円となり、前事業年度と比較して128,758千円増加（前期比94.8%増）となりました。主な増減として、四半期純利益の増加に伴って未払法人税等が56,291千円増加したこと及び、2023年4月に仕入が増加したことにより買掛金が15,484千円増加したためであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産合計は、1,302,979千円となり、前事業年度と比較して287,732千円増加（前期比28.3%増）となりました。これは主に四半期純利益が287,732千円発生したことにより、利益剰余金が増加したためであります。

② 経営成績の状況

第13期事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の断続的な感染再拡大により、2021年に入って以降も停滞が続いております。ワクチンの普及により緩やかな回復の兆しが見られますが、新型株の発生等により、経済の見通しは依然不透明な状況にあります。

当社の事業環境におきましては、超高齢社会がますます進み、2040年には65歳以上の人口が3,920万人に達する見込みでその割合は総人口の36.8%に上ります。2065年には現役世代1.3人で1人の65歳以上の者を支える社会の到来が予測されており、介護の担い手不足が深刻化すると予想されております。

このような環境下、介護業界では人手不足を解消するためにICTやDXの導入も検討されておりますが、業界全体として人の手による介護へのこだわりやICTリテラシーに関する課題もあり、各種システムやサービスの普及に対する大きな障壁が存在しています。

一方で国の施策としては、内閣官房の『成長戦略フォローアップ』において医療・介護現場関連のICT、DXも重要分野における取組の1つとされているほか、厚生労働省は、経済産業省とともに「ロボット技術の介護利用における重点分野」を6分野13項目と定め、その開発・導入を支援しております。

このような背景の中、当社のライフリズムナビ+Dr. は介護人材不足に対する重要な打ち手として捉えられており、各種補助金の対象となっております。さらに非対面、非接触介護の手段にもなり得ることから、いわゆるコロナ対策としての価値側面も追い風となり、継続的に導入が進み急成長の要因となっております。また業界のICTリテラシーに関する課題については、当社では早い段階でカスタマーサクセスチームを立ち上げており施設内のネットワーク環境の新規導入相談、ライフリズムナビ導入直後の稼働時、継続利用時、そして科学的介護情報システムの活用ができるようになるまで手厚い伴走サポートを行っており、お客さまから大変ご好評をいただいております。これらの取り組みによりライフリズムを導入いただいたお客さまに関するChurn Rate（解約率）はほぼ0%を維持できており、ライフリズムナビの導入施設数に応じた月額売上の増大だけでなく、1物件導入いただいた法人さまのグループ施設に対する追加導入件数もまた拡大を続けております。

これらの結果、当事業年度における業績は、売上高893,680千円（前事業年度比357,943千円増、66.8%増）、営業利益302,993千円（前事業年度比171,648千円増、130.7%増）、当期純利益197,881千円（前事業年度比72,311千円増、57.6%増）となりました。

また、当社は単一セグメント事業であるためセグメント情報は記載しておりませんが、個別事業ごとの売上高は以下となります。

ライフリズムナビ事業

ライフリズムナビ事業は、センサー機器の販売とストック収益からなり、新規顧客の獲得とその後の既存顧客グループへの水平展開の増加に加え、Churn Rate 0%を維持した月額利用料を継続した結果、ライフリズムナビ全体の売上高は799,143千円（前事業年度比372,320千円増、187.2%増）、内月額利用料の売上高は59,427千円（前事業年度比31,522千円増、213.0%増）となりました。

受託研究開発事業

受託研究開発事業につきましては、ビッグデータ解析技術に基づいた社会課題解決のための研究開発や一部既存のホームオートメーション案件の受託を行っておりますが、ホームオートメーション案件のリソースをライフリズムナビ事業に集中し、その受託を制限したことから、売上高は94,538千円（前事業年度比14,377千円減、13.2%減）となりました。

第14期第2四半期累計期間（自 2022年11月1日 至 2023年4月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国の経済は、ウィズコロナに向けた新たな段階へ移行し、需要回復に向けた経済活動も期待されておりますが、ウクライナ情勢の長期化における原油価格を含む様々な物価高騰や、円安の進行などにより、国内経済の先行きは依然不透明な状況にあります。

そのような中、当社は「今と未来を見える化し 次世代の安心を創造する」という経営理念に基づき策定した中期経営計画の達成を目指し、伴走型カスタマーサクセスによる顧客満足度を重視した戦略を通じ、ライフリズムナビ+Dr. のシェア拡大による事業の拡大および収益性の向上に取り組んでおります。

これらの結果、当第2四半期累計期間における業績は、売上高825,272千円、営業利益416,584千円、四半期純利益287,732千円となりました。

また、当社は単一セグメント事業であるためセグメント情報は記載しておりませんが、個別事業ごとの売上高は以下となります。

ライフリズムナビ事業

ライフリズムナビ事業は、センサー機器の販売とストック収益からなり、新規顧客の獲得とその後の既存顧客グループへの水平展開の増加に加え、Churn Rate 0%を維持した月額利用料を継続した結果、ライフリズムナビ全体の売上高は764,153千円、内月額利用料の売上高は49,533千円となりました。

受託研究開発事業

受託研究開発事業につきましては、ビッグデータ解析技術に基づいた社会課題解決のための研究開発や一部既存のホームオートメーション案件の受託を行っておりますが、ライフリズムナビ+HOMEの受託開発案件が増加したことから、売上高は61,119千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第13期事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ205,037千円増加し、704,398千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度に比べ4,563千円増加し、94,491千円の収入（前年同期は89,927千円の収入）となりました。増加の主な内訳は、税引前当期純利益304,357千円（前年同期比170,351千円増加）、前期において半導体不足を見込んで、前渡金による取引を多く行っていたことの反動による前渡金の減少額50,870千円（前年同期は前渡金の増加額△58,869千円）であり、減少の主な内訳は、材料費高騰前に大量仕入れを行ったことによる棚卸資産の増加額221,958千円（前年同期比206,513千円増加）、法人税等の支払額31,109千円（前年同期比24,815千円増加）によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度に比べ支出が59,521千円増加し、78,253千円の支出（前年同期は18,732千円の支出）となりました。主な要因は、ライフリズムナビの開発に伴うソフトウェアに関連した無形固定資産の取得による支出28,540千円（前年同期比14,824千円増加）、ライフリズムナビの製造に係る金型等を購入したことによる有形固定資産の取得による支出32,695千円（前年同期比25,824千円増加）があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度に比べ収入が82,387千円減少し、188,800千円の収入（前年同期は271,187千円の収入）となりました。これは、株式の発行による収入額188,800千円（前年同期比85,387千円減少）があったことによるものであります。

第14期第2四半期累計期間（自 2022年11月1日 至 2023年4月30日）

当第2四半期会計期末期間における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ436,331千円増加し、1,140,728千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、462,150千円の収入となりました。増加の主な内訳は、税引前四半期純利益415,214千円、前期において材料費高騰を見込んで仕入れた資材を消費したことによる棚卸資産の減少額61,935千円、未払消費税等の増加額46,074千円であり、減少の主な内訳は、法人税等の支払額76,997千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、25,819千円の支出となりました。主な要因は、ライフリズムナビの開発に伴うソフトウェアに関連した無形固定資産の取得による支出24,207千円、器具備品等の購入に伴う有形固定資産の取得による支出756千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローの変動はございません。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当事業年度の生産実績は次のとおりであります。なお、当社はライフリズムナビ事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

事業の名称	当事業年度 (自2021年11月1日 至2022年10月31日)	前年同期比 (%)
ライフリズムナビ事業 (千円)	112,938	192.2
合計 (千円)	112,938	192.2

(注) 1. 上記の生産実績を示す金額は製造原価によっております。

2. ライフリズムナビ事業の生産実績が著しく変動しております。内容については受注増に伴う生産増によるものです。

b. 受注実績

当社は、需要予測に基づく見込生産を行っているため、該当事項はありません。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はライフリズムナビ事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

事業の名称	当事業年度 (自2021年11月1日 至2022年10月31日)	前年同期比 (%)
ライフリズムナビ事業 (千円)	893,680	166.8
合計 (千円)	893,680	166.8

(注) 1. ライフリズムナビ事業の販売実績が著しく変動しております。内容については新規顧客の獲得と、その後の既存顧客グループが経営する他施設への展開が増加したこと等によるものです。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	2021年10月期 (自2020年11月1日 至2021年10月31日)		2022年10月期 (自2021年11月1日 至2022年10月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
SFIリーシング株式会社	17,000	3.2	191,205	21.4
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	148,133	27.7	140,640	15.7
社会福祉法人聖隷福祉事業団	15,280	2.9	108,850	12.2
東京ガス株式会社	53,406	10.0	67,563	7.6
セイ・テクノロジー株式会社	60,124	11.2	58,492	6.5
三菱HCキャピタル株式会社	75,162	14.0	31,895	3.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。また、当社が行っております会計上の見積りのうち特に重要なものは次のとおりであります。

(固定資産の減損処理)

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当社の将来の事業計画を基に、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。事業計画の策定における主要な仮定は、売上高の成長見通し及び売上総利益率であります。売上高の成長見通し及び売上総利益率ともに、過年度の実績と市場環境とを勘案して見積っております。将来の事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損損失を計上する可能性があります。

(繰延税金資産)

繰延税金資産については、当社の将来の事業計画、課税所得見込みや想定実効税率等、現状入手可能な将来情報に基づき、合理的に将来の税金負担を軽減する効果を有し、回収可能性があると考えられる範囲内で計上することとしております。事業計画の策定における主要な仮定は、売上高の成長見通し及び売上総利益率であります。売上高の成長見通し及び売上総利益率ともに、過年度の実績と市場環境とを勘案して見積っております。繰

延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の計上額に影響する可能性があります。

② 財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績の分析

第13期事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

（売上高）

当社はライフリズムナビ事業の単一セグメントであるため、売上高893,680千円（前年同期比66.8%増）はすべて同事業より獲得し、売上高の増加要因は新規顧客並びに既存顧客からの追加導入の増加によるものであります。

（売上原価、売上総利益）

当事業年度において売上原価は348,430千円（前年同期比24.3%増）となり、売上原価は売上高の増加に伴い増加したものの、新製品開発等機器の見直しを実施したため売上原価率は39.0%と前事業年度に比べ13.3ポイント良化しました。その結果、売上総利益は545,250千円（前年同期比113.4%増）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は242,257千円（前年同期比95.1%増）となりました。主要な費目は役員報酬58,785千円、給料手当55,290千円、支払報酬19,330千円であり、事業拡大のための体制整備に係る費用が主な増加要因となっております。その結果、営業利益は302,993千円（前年同期比130.7%増）となりました。

（営業外損益、経常利益）

営業外収益は雑収入及び受取利息等があり1,386千円となりました。営業外費用は消費税仕訳による雑損失22千円がありました。その結果、経常利益304,357千円（前年同期比127.0%増）となりました。

（特別利益、特別損益、税引前当期純利益）

当事業年度において特別利益、特別損失は発生していないため、税引前当期純利益は経常利益と同額の304,357千円（前年同期比127.1%増）となりました。

（当期純利益）

法人税、住民税及び事業税に税効果会計適用に伴う法人税等調整額を合わせた税金費用は106,475千円（前年同期比1,162.3%増）となり、当期純利益は197,881千円（前年同期比57.6%増）となりました。

第14期第2四半期累計期間（自 2022年11月1日 至 2023年4月30日）

（売上高）

当社はライフリズムナビ事業の単一セグメントであるため、売上高825,272千円はすべて同事業より獲得し、売上高の増加要因は新規顧客並びに既存顧客からの追加導入の増加によるものであります。なお、2023年10月期第2四半期末の導入床数（累計床数）は、8,212床となっております。

（売上原価、売上総利益）

当第2四半期累計期間において売上原価は246,563千円となり、売上原価は売上高の増加に伴い増加したものの、前期実施した新製品開発等機器の見直し効果により売上原価率は29.9%となりました。その結果、売上総利益は578,709千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は162,125千円となりました。主要な費目は役員報酬36,507千円、給料及び手当40,665千円、支払報酬11,381千円であり、各部門における適切な人員体制の整備に係る費用が主な増加要因となっております。その結果、営業利益は416,584千円となりました。

（営業外損益、経常利益）

営業外収益は雑収入及び受取利息等があり631千円となりました。営業外費用は上場関連費用2,000千円がありました。その結果、経常利益415,214千円となりました。

（特別利益、特別損益、税引前四半期純利益）

当第2四半期累計期間において特別利益、特別損失は発生していないため、税引前四半期純利益は経常利益と同額の415,214千円となりました。

(四半期純利益)

法人税、住民税及び事業税に税効果会計適用に伴う法人税等調整額を合わせた税金費用は127,483千円となり、四半期純利益は287,732千円となりました。

c. キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

d. 資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要のうち主なものは、ライフリズムナビ事業における開発費用等の売上原価及び人件費等の営業費用であります。

当社は、運転資金につきましては内部資金により充当しております。今後、資金需要の必要性に応じて、外部も含めた資金調達等柔軟に対応する方針としております。

e. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりライフリズムナビ+Dr. に関する導入床数、年間リカーリング収益、Churn Rateとしております。過年度における当社の各指標の進捗は以下の通りです。これは、現時点において予定どおりの進捗となっており、堅調に推移しているものと認識しております。なお現時点では売上の大部分を占めるライフリズムナビ+Dr. を対象に確認しております。

	2020年10月期	2021年10月期	2022年10月期
導入床数（累計床数）	1,264	2,752	5,101
年間リカーリング収益（千円）	11,417	27,906	59,427
Churn Rate（%）	0.25	0.00	0.02

f. 経営成績に重要な影響を与える要因

「2 事業等のリスク」に記載の通りであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

主な研究開発活動は以下の通りであります。

(1) ライフリズムナビ+Dr. のクラウドシステムおよびアプリケーションソフトウェアのバージョンアップ

SaaS型の特徴を活かし、お客さまのニーズや声をいち早く取り入れ、サービスとして実装するため平均して月一回以上のバージョンアップによる機能拡充を実施しております。この開発によりライフリズムナビ+Dr. をさらに使いやすく、便利なサービスとしてお客様にお届けしてまいります。また、顧客数増加に伴い蓄積する睡眠・バイタルデータ量が大幅に増加するため、解析処理の高速化やサーバ負荷の低減を想定した分散処理ならびに安定稼働のためのシステム改修も行っております。これらの取り組みにより現状150施設以上に導入されているライフリズムナビ+Dr. について、今後さらに顧客数が拡大を続けた場合にも、お客様にご不便をおかけすることなく安定してサービスを提供できるシステムを構築しております。

(2) ライフリズムナビSleepSensorの開発

ライフリズムナビ事業において使用する各種センサーの中でも中核を担うものとして、ベッドのマットレス下に設置して睡眠データ、バイタルデータを取得するライフリズムナビSleepSensorがございます。本センサーは当社の独自技術やノウハウを組み込んでおり、従来のセンサーと比較してより使いやすい機能や特徴を有しております。また本センサーは内包する電装基板や外装部のマット部、ケース部等の部品に分かれており、それぞれの部品ごとに常に改良開発や調達先の最適化の検討を進めております。

改良開発につきましては、介護現場ごとに各居室の状況が多様多様であるため、データにノイズが乗りやすい部屋がある、特定の体格や寝相、寝具の素材の違いなどで、入居者のデータが取得しにくくなるケースがあるといった課題がございますが、自社内の技術検証を通じて部品の構成や形状、さらには製造工程まで見直し2022年3月にリリースした新型SleepSensorでは、精度高く安定したデータの取得を実現しております。さらにこれらの部品それぞれについてコストダウン開発も継続して手掛けており、ライフリズムナビ事業として安定した収益を支える一要素となっております。

SleepSensorの部品調達先につきましては、昨今の半導体不足や原油高に伴う樹脂材料の高騰などの影響を受け、部品調達費の高騰や入手の困難性が高まるといった事業上のリスクが存在します。このような課題に対し、先んじた調達先の多様化、安定したルート確保に向けた調整を行うことで、事業の継続性、安定性を高めております。

第13期事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

主に2022年3月にリリースした新型SleepSensorに関わる開発を行っており、ハードウェアの検討、SleepSensor内部に実装するソフトウェア及びクラウド上のソフトウェアの開発に取り組んでおります。当事業年度において計上された研究開発費の総額は9,169千円であります。

なお、当社はライフリズムナビ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第14期第2四半期累計期間（自 2022年11月1日 至 2023年4月30日）

ソフトウェア上の開発に注力しており、特にデュアルAIの機能向上に努めております。本開発によりSleepSensorをご使用になる環境に合わせたノイズ耐性が向上しており、顧客の利便性につながるものと認識しております。当第2四半期累計期間において計上された研究開発費の総額は4,101千円であります。

なお、当社はライフリズムナビ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第13期事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

当事業年度における設備投資額は、総額で61,235千円となりました。このうち主なものは、業容拡大に伴う千葉事務所新設に係る有形固定資産の取得費13,777千円及びライフリズムナビ事業における自社利用ソフトウェア開発費28,540千円でありました。

なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社はライフリズムナビ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第14期第2四半期累計期間（自 2022年11月1日 至 2023年4月30日）

当第2四半期累計期間における設備投資額は、総額で24,963千円となりました。このうち主なものは、人員増加に伴う備品購入による備品に係る有形固定資産の取得費756千円及びライフリズムナビ事業におけるソフトウェア開発費24,207千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社はライフリズムナビ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2022年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
		建物附属設備	機械及び装置	工具、器具及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
東京本社 (東京都千代田区)	事務所設備	3,902	3,349	5,165	48,064	809	61,289	16(1)
千葉事務所 (千葉県千葉市美浜区)	事務所設備	11,151	-	2,284	-	-	13,435	13(2)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、主にソフトウェア仮勘定、商標権の合計であります。

3. 東京本社、千葉事務所の建物は賃借物件であり、年間賃借料はそれぞれ12,569千円、9,475千円であります。

4. 従業員数の()は、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)を外書しております。

5. 当社はライフリズムナビ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】(2023年5月31日現在)

設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,100,000
計	19,100,000

注1. 2023年4月13日開催の臨時株主総会の決議に基づく定款変更に伴い、発行可能株式総数は19,100,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,776,630	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,776,630	—	—

注1. 2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月29日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより発行済株式数は4,298,967株増加し、4,776,630株となっております。

注2. 2023年4月13日開催の臨時株主総会決議により、同日付けで1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

1. 第1回新株予約権

決議年月日	2013年12月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社使用人 3(注)7
新株予約権の数(個)	1,700
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,700 [17,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750 [75]
新株予約権の行使期間	自 2013年12月30日 至 2023年12月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 [75] 資本組入額 375 [38]
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

※ 上表は、最近事業年度の末日(2022年10月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は10株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。
- (4) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (5) 会社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{調整後} && \text{調整前} && && \text{時価} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \frac{\text{既発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \end{aligned}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。
- ② 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- ③ 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (6) (5)の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (7) 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (8) 会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(5)に基づく調整は行われぬものとする。
- (9) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

(注) 2. 本新株予約権の行使の条件等

(1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注）3に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならないが、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(2) 相 続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(注) 3. 会社が本新株予約権を取得することができる事由

会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的

な契約関係にある者

- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (5) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

(注) 4. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(注) 5. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。

(注) 6. 株式分割に関する事項

2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。

これにより、新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

(注) 7. 付与対象者の取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役2名、当社使用人3名となっております。

2. 第2回新株予約権

決議年月日	2017年8月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社監査役 1 当社使用人 3
新株予約権の数(個)	95,830
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 95,830 [958,300] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750 [75]
新株予約権の行使期間	自 2019年8月3日 至 2027年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 [75] 資本組入額 375 [38]
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

※ 上表は、最近事業年度の末日(2022年10月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。
- (4) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (5) 会社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)
- ② 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- ③ 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (6) (5)の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (7) 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (8) 会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(5)に基づく調整は行われないものとする。
- (9) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

(注) 2. 本新株予約権の行使の条件等

(1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注)3に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

る。

- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(注) 3. 会社が本新株予約権を取得することができる事由

会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (5) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

(注) 4. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(注) 5. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

(注) 6. 株式分割に関する事項

2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

3. 第3回新株予約権

決議年月日	2020年9月4日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社使用人 3（注）7
新株予約権の数（個）	16,650
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 16,650 [166,500]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,500 [350]
新株予約権の行使期間	自 2022年9月5日 至 2030年9月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,500 [350] 資本組入額 1,750 [175]
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

※ 上表は、最近事業年度の末日(2022年10月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。
- (4) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (5) 会社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調

整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。
- ② 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- ③ 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (6) (5)の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (7) 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (8) 会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(5)に基づく調整は行われないものとする。
- (9) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

(注) 2. 本新株予約権の行使の条件等

(1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注）3に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならないが、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(2) 相 続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続され

ず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(注) 3. 会社が本新株予約権を取得することができる事由

会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (5) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

(注) 4. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(注) 5. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。

(注) 6. 株式分割に関する事項

2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

(注) 7. 付与対象者の取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役3名、当社使用人2名となっております。

4. 第4回新株予約権

決議年月日	2021年9月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 9 (注) 7
新株予約権の数(個)	5,050 [4,750]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,050 [47,500] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,665 [367]
新株予約権の行使期間	自 2023年9月18日 至 2031年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,665 [367] 資本組入額 1,832.5 [184]
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

※ 上表は、最近事業年度の末日(2022年10月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は10株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式

総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。
- (4) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (5) 会社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。
- ② 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- ③ 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (6) (5)の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める

行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

- (7) 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (8) 会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(5)に基づく調整は行われぬものとする。
- (9) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

(注) 2. 本新株予約権の行使の条件等

(1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注) 3に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならないが、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(注) 3. 会社が本新株予約権を取得することができる事由

会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(会社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 会社又は子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
 - ② 会社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

- ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (5) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

(注) 4. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(注) 5. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。

(注) 6. 株式分割に関する事項

2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

- (注) 7. 付与対象者の取締役就任及び退職により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役1名、当社使用人7名となっております。

5. 第5回新株予約権

決議年月日	2022年8月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社使用人 13（注）7
新株予約権の数（個）	4,100 [3,900]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 4,100 [39,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	9,440 [944]
新株予約権の行使期間	自 2024年8月18日 至 2032年8月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 9,440 [944] 資本組入額 4,720 [472]
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

※ 上表は、最近事業年度の末日（2022年10月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は10株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- （1） 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- （2） 会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- （3） 本項の定めに基づき本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。
- （4） 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、（1）の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\quad}{\text{分割・併合の比率}}$$

- （5） 会社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分

(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)
- ② 会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- ③ 会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (6) (5)の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (7) 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (8) 会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(5)に基づく調整は行われぬものとする。
- (9) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

(注) 2. 本新株予約権の行使の条件等

(1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注)3に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならないが、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(2) 相 続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(注) 3. 会社が本新株予約権を取得することができる事由

会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (5) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

(注) 4. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(注) 5. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

(注) 6. 株式分割に関する事項

2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

(注) 7. 付与対象者の取締役就任及び退職により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役1名、当社使用人11名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年9月28日 (注) 1.	34,500	381,500	49,680	184,830	49,680	164,730
2020年12月22日 (注) 2.	34,500	416,000	62,100	246,930	62,100	226,830
2021年5月28日 (注) 3.	13,888	429,888	24,998	271,928	24,998	251,828
2021年5月31日 (注) 4.	27,775	457,663	49,995	321,923	49,995	301,823
2022年7月29日 (注) 5.	20,000	477,663	94,400	416,323	94,400	396,223
2023年4月29日 (注) 6.	4,298,967	4,776,630	-	416,323	-	396,223

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 2,880円

資本組入額 1,440円

割当先 東京ガス株式会社

2. 有償第三者割当

発行価格 3,600円

資本組入額 1,800円

割当先 ヒューリック株式会社

3. 有償第三者割当

発行価格 3,600円

資本組入額 1,800円

割当先 ソニーグループ株式会社

4. 有償第三者割当

発行価格 3,600円

資本組入額 1,800円

割当先 東京ガス株式会社

5. 有償第三者割当

発行価格 9,440円

資本組入額 4,720円

割当先 グローリー株式会社、ヒューリック株式会社、Sony Innovation Fund 3 L.P.

6. 2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月29日付で普通株式1株を10株に分割しております。

(4) 【所有者別状況】

2023年5月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	1	6	—	—	1	8	—
所有株式数（単元）	—	—	500	43,634	—	—	3,630	47,764	230
所有株式数の割合（%）	—	—	1.0	91.4	—	—	7.6	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,776,400	47,764	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 230	—	—
発行済株式総数	4,776,630	—	—
総株主の議決権	—	47,764	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、配当は株主に対する利益の還元手段として重要な経営課題であると認識しております。したがって、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績及び財務状態を勘案して、配当を実施していくことを基本方針といたします。毎事業年度における配当の回数は中間配当と期末配当の年2回を基本としており、期末配当については株主総会が、中間配当については取締役会が決定機関であります。

しかしながら、当社は現在成長過程にあり、当面は株主に配当を実施するよりも、内部に留保することにより経営基盤の強化、事業拡大のための投資等に充当し、企業価値を向上させることが株主に対して最大の利益還元になるものと考えております。

当社は、設立以来配当を実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保に努める方針です。内部留保資金については、将来の事業展開と経営基盤の強化のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年4月30日を基準日として中間配当できる。」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

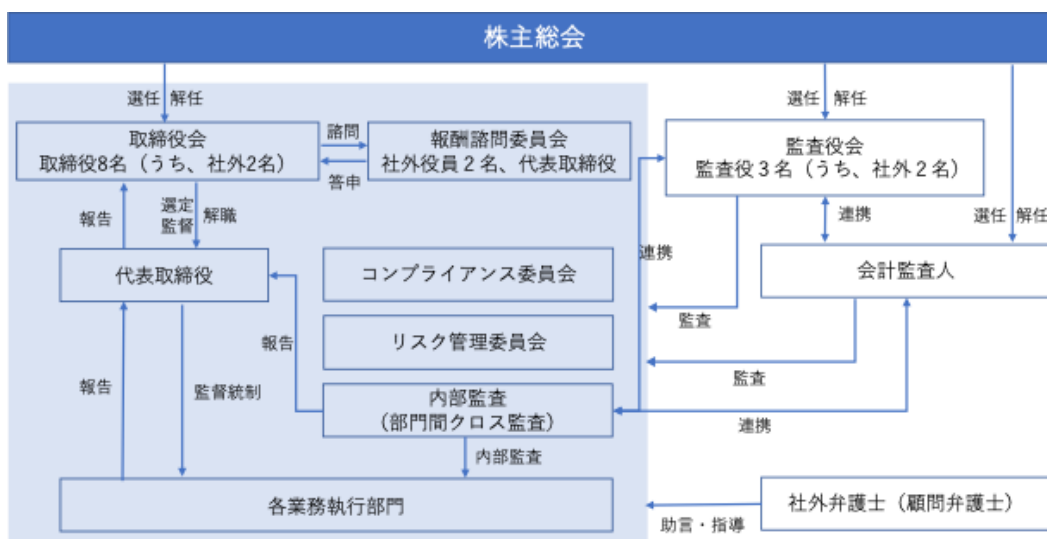
当社は、「今と未来を見える化し 次世代の安心を創造する」という経営理念のもと、「睡眠解析技術で、未来社会に健康と安心を提供する」をミッションとし、当社の行動指針としております。当社がミッションを実現するためには、中長期的、安定的かつ継続的に企業価値を向上させることが重要であり、経営の透明性・公正性・迅速性を高めるコーポレート・ガバナンスの整備が不可欠と考えております。

このため、株主や顧客、従業員を含む全てのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考え、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な企業価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

②コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

1. コーポレート・ガバナンス体制の概要図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



2. 機関設計の理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査体制を整備しております。取締役会が経営全般に対して監督機能を有するとともに、監査役会が、執行、経営に対する適法性及び妥当性の監査を行うことができ、また、各機関が相互に連携することによって、経営の健全性、効率性及び透明性を確保することができると認識しているため、現状の企業統治の体制を採用しております。

3. コーポレート・ガバナンス体制の概要

(a) 取締役会

当社は取締役会設置会社であり、取締役会は社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、議長は代表取締役社長が務めます。取締役会は原則として毎月1回の定例開催のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。なお、取締役会にはすべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

〈取締役会構成員〉

渡邊君人(議長 代表取締役社長)、梶本修身、野村和弘、安田輝訓、杉寄将茂、川又大祐、奥野素平、土井一真

※下線は社外取締役であります。

(b) 監査役及び監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名(常勤監査役1名、非常

勤監査役2名)で構成され、監査役会の決議によって監査役の中から議長を定めます。監査役会では、各監査役の監査実施状況の報告、監査役間の情報交換や意見交換、監査役監査の実施方法に関する協議等を実施しております。監査役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時で開催しております。また、取締役会等の重要な会議への出席、実地監査を行うほか、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査担当者及び会計監査人と積極的な連携、意見交換を行っております。

〈監査役会構成員〉

中元秀一(議長 常勤監査役)、須田雅秋、佐藤弘康

※下線は社外監査役であります。

(c) リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会

当社の経営に悪影響を及ぼすおそれのあるリスクの低減及びコンプライアンス活動に必要な情報の共有を図るため、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しております。両委員会は、代表取締役社長 渡邊君人を委員長に、また、取締役 野村和弘、取締役 川又大祐、常勤監査役 中元秀一及び各部長を委員として構成されており、それぞれ四半期に1回開催しております。

(d) 内部監査

当社では内部統制の有効性及び業務実態の適正性について、代表取締役社長が任命した内部監査責任者及び担当者が「内部監査規程」に基づき、自己の属する部門を除く全部門の内部監査を実施しております。内部監査人が所属する部署については、代表取締役社長が別部署から担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。

年間内部監査計画に基づき、全部門を網羅するよう内部監査を実施しております。

なお監査結果は代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告し、被監査部門に対しては結果及び所見について講評するとともに、被監査部門の責任者からその改善措置、方針の回答を求め、確認を行っております。

(e) 会計監査人

当社は仰星監査法人と監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(f) 報酬諮問委員会

取締役の報酬決定プロセスの透明性と適正性を高めることを目的に、取締役会の諮問機関として、報酬諮問委員会を設置しています。

報酬諮問委員会では、取締役会の諮問に応じて、取締役の報酬等に関する株主総会議案、取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針等の内容について審議の上、取締役会に答申いたします。

委員会は、社外監査役が委員長を務める人数は3名で構成しています。メンバーは、以下の通りです。
委員長：佐藤 弘康(社外監査役)、委員：土井 一真(社外取締役)、渡邊 君人(代表取締役社長)

③コーポレート・ガバナンスに関するその他の事項

1. 内部統制システムの整備の状況

当社は、2022年10月17日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行い、当該方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。当該方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、エコナピスタ行動指針に基づき誠実かつ公正な行動に努める。
- ・取締役会は、取締役会規程、組織規程等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ・コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンスの状況は定期的開催されるコンプライアンス委員会を通じて、取締役、監査役及び各部長に対し報告を行う。各部長は、部固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ・内部監査規程に基づき、代表取締役社長指示のもと、内部監査責任者が各部の業務執行やコンプライ

アンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。

- ・内部通報制度を導入し、社内規則、法令違反行為及び企業倫理違反行為等の発生を未然に防ぐとともに、それらの行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程、稟議規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ・取締役及び監査役は、いつでもこれら保存された文書等を閲覧できる。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会は、当社に影響を及ぼす可能性のある、事業環境、事業内容、コンプライアンス、個人情報、サービス品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、リスク管理規程を整備するとともに、リスクを定期的に見直す。
- ・リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を設置する。リスクの識別及びその対応策の策定はリスク管理委員会が行い、取締役、監査役及び各部長に対して報告を行う。
- ・内部監査責任者は、適宜各部のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎月1回の定時取締役会を開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画および年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- ・各部の責任者は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議および社内規程等に基づき自己の職務を執行する。
- ・各部においては、組織規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、業務の迅速性および効率性を確保する。

(e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
- ・監査役は、補助使用人の権限、補助使用人の属する組織、補助使用人の人事異動、人事評価等に対する監査役の同意権に係る事項等の明確化を図ることにより、補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保に努める。

(f) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告する。
- ・監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができる。
- ・取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

(g) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・法令違反行為等の内部通報をした社員に対し、内部通報をしたことを理由としていかなる不利益をも課さないことを内部通報規程に明記し周知徹底する。

(h) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

- (i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役は、内部監査責任者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - ・ 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図る。
- 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
 - ・ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否するものとするを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - ・ 管理部門を反社会的勢力に係る対応についての所管部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員および使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - ・ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関の協力を要請し、有事の際の協力体制を構築する。
- 3. リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な成長を確保するために「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定めており、リスク管理及びコンプライアンスの統括を目的とした、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会をそれぞれ年4回開催し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。
- 4. 取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨を定款に定めております。
- 5. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨を定款に定めております。
- 6. 責任限定契約の締結

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額としております。
- 7. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和する事により、株主総会の円滑な運営を行うためであります。
- 8. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項
 - ・ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的としたものであります。
 - ・ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に柔軟に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としたものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性11名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	渡邊 君人	1974年7月23日生	2000年3月 株式会社QRIPT 代表取締役 就任 2017年5月 当社代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	—
取締役会長	梶本 修身	1962年3月24日生	1994年7月 有限会社総合医科学研究所 (現・株式会社総医研ホールディングス) 代表取締役 就任 1999年12月 大阪外国語大学 (現・大阪大学) 健康管理センター 助教授 就任 2002年12月 株式会社総合医科学研究所 (現・株式会社総医研ホールディングス) 取締役 就任 (現任) 2009年11月 当社設立 代表取締役就任 2010年4月 大阪市立大学大学院医学研究科疲労医学講座特任教授 就任 2015年5月 東京疲労睡眠クリニック開業・院長 就任 (現任) 2017年5月 当社取締役会長就任 (現任) 2020年4月 国立研究開発法人理化学研究所 生命機能科学研究センター客員研究員 就任 (現任)	(注) 3	3, 192, 250 (注) 5
取締役CFO	野村 和弘	1976年4月6日生	2007年11月 キャノンソフトウェア株式会社 (現・キャノンITソリューションズ株式会社) 入社 2010年11月 当社取締役就任 (現任) 2020年11月 当社CFO就任 (現任)	(注) 3	—
取締役CTO	安田 輝訓	1977年9月29日生	2002年6月 株式会社総医研ホールディングス 入社 2006年1月 株式会社エビデンスラボ 副社長 就任 2009年11月 当社監査役就任 2018年11月 当社取締役就任 (現任) 2020年11月 当社CTO就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	杉寄 将茂	1974年11月24日生	1997年4月 株式会社大塚商会 入社 2020年8月 当社入社 営業部長 (現任) 2022年1月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	川又 大祐	1976年9月3日生	2002年4月 東京ガス株式会社 入社 2021年4月 当社 出向 2022年4月 当社取締役就任 経営企画室長 (現任)	(注) 3	—
取締役	奥野 素平	1964年6月29日生	1989年4月 株式会社富士銀行 (現・株式会社みずほ銀行) 入行 2018年5月 ヒューリック株式会社 出向 2018年8月 ヒューリック株式会社 入社 2020年11月 ヒューリック株式会社 シニアビジネス開発部長 (現任) 2021年10月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	土井 一真	1991年3月1日生	2018年5月 クレジオ・パートナーズ株式会社 入社 2022年4月 クレジオ・パートナーズ株式会社 取締役就任(現任) 2023年2月 当社取締役就任(現任) 2023年3月 accord and go株式会社 取締役就 任(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	中元 秀一	1958年12月12日生	1981年4月 株式会社住友銀行(現・株式会社三 井住友銀行) 入行 2010年4月 日興コーディアル証券株式会社 (現・SMBc日興証券株式会社) 執 行役員就任 2013年7月 当社取締役就任 2018年6月 株式会社ダイコクグループ(現株式 会社DK不動産) 代表取締役就任 2018年11月 当社常勤監査役就任(現任) 2021年12月 国際金融ワンストップサポートセン ター大阪 所属	(注) 4	—
監査役	須田 雅秋	1972年10月18日生	1995年4月 中央監査法人 入所 2001年7月 株式会社日本総合研究所 入所 2008年3月 PwCアドバイザリー株式会社(現・ PwCアドバイザリー合同会社) 入所 2016年5月 須田公認会計士事務所 開業 2022年1月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—
監査役	佐藤 弘康	1974年6月17日生	2001年10月 成和共同法律事務所 入所 2007年4月 同所 パートナー就任 2013年1月 メドピア株式会社 社外監査役就任 (現任) 2017年2月 エール少額短期保険株式会社 社外 取締役就任(現任) 2018年9月 法律事務所Comm&Path 開設 2020年10月 株式会社Emprism 代表取締役就任 (現任) 2022年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—
計					3, 192, 250

- (注) 1. 取締役 奥野素平及び土井一真は、社外取締役であります。
2. 監査役 須田雅秋及び佐藤弘康は、社外監査役であります。
3. 2023年4月13日開催の臨時株主総会終結の時から2024年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2023年4月13日開催の臨時株主総会終結の時から2026年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役会長梶本修身が所有する株式数には、同氏及び同氏親族の資産管理会社が所有する株式数も含んでおります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であり、社外監査役は2名であります。

社外取締役の土井一真は、公認会計士として培った豊富な知識と経験を有しており、これまでの知見を活かし当社の企業価値の向上を図るため、独立的な立場で監督、提言に努めております。また、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の奥野素平は、金融業界及び不動産業界における幅広い経験と豊富な知識を有しており、これまでの知見を活かし当社の企業価値の向上を図るため、独立的な立場で監督、提言に努めております。また、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の須田雅秋は、公認会計士としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。また、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の佐藤弘康は、弁護士としての高度な専門性と知識を活かし、コーポレート・ガバナンス強化のために法律面から経営の監視に努めると共に、上場企業での監査役の経験を活かし当社の監査体制の強化に努めております。また、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、経歴や当社との関係を踏まえて当社経営陣から独立した立場で社外役員として指導及び監督・監査を遂行していただける十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。よって独立性の確保ができているものと考えます。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会で事業の状況や監査役監査の結果等の報告を受け、必要に応じて取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言、業務執行に関する監督を行っております。

社外監査役は、常勤監査役を中心に監査役会で情報の共有を行い、独立した立場で取締役の業務執行に関する監査・監督を行っております。

社外監査役は内部監査部門と相互に緊密な連携を保ち、組織的かつ効果的な監査を実施できるように努めております。常勤監査役は監査計画と監査結果について内部監査部門から定期的に詳細な報告を受け、必要に応じて監査役会で報告する等情報の共有を図っております。

内部統制に関しては、内部監査担当者が会計監査人と連携を取りながら内部統制の運用・評価を行います。社外監査役は内部統制状況について内部監査担当者及び会計監査人から報告を受け、監査役会における社外監査役からの意見を、内部監査担当者にフィードバックを行い内部統制運用に活かしております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

(ア) 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されており、非常勤監査役2名は社外監査役となっております。3名はそれぞれ銀行出身者、弁護士、公認会計士として豊富な経験と専門的知識を有しております。各監査役は、監査役会で定めた監査の基本方針・監査計画に従い、取締役会への出席、重要な決裁書類等の閲覧及び会計監査人、内部監査担当者の報告や関係者の聴取などにより、コーポレート・ガバナンスの運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の業務監査及び会計監査を行っております。

(イ) 監査役及び監査役会の活動状況

当社の監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしております。

監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査業務の報告の他、リスク認識についてのディスカッション、内部監査や会計監査人との情報共有、各取締役との意見交換等も実施しております。また、常勤監査役は、日常的監査業務の他に取締役会を始めとする重要な会議への出席や各種契約書や議事録等の重要書類の閲覧、役員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役と情報を共有しております。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	中元 秀一	12回	12回 (100%)
社外監査役	須田 雅秋	10回	10回 (100%)
社外監査役	佐藤 弘康	6回	6回 (100%)

(注) 1. 須田 雅秋氏は2022年1月の就任以降に開催された監査役会を対象としております。

2. 佐藤 弘康氏は2022年6月の就任以降に開催された監査役会を対象としております。

② 内部監査の状況

(ア) 内部監査の組織、人員及び手続

当社では、専門の部署として内部監査室を設置しておりませんが、代表取締役社長の承認により、指名された内部監査担当者2名によって、内部監査を実施しております。内部監査担当者は、自己監査とならないよう、自己が所属している部門以外について内部監査を実施しております。内部監査担当者は、内部統制の有効性及び業務実態の適正性について、年間内部監査計画に基づき、全部門を網羅するよう内部監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善のための指摘を行い、改善状況について確認しております。なお、内部監査担当者は、内部監査の状況等について、随時、監査役及び会計監査人と連携しております。

(イ) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

③ 会計監査の状況

(ア) 監査法人の名称

仰星監査法人

(イ) 継続監査期間

2年

(ウ) 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 神山 俊一

業務執行社員 三木 崇央

(エ) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 13名

その他 2名

(オ) 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に際しては、会計監査人としての専門性、監査の実施体制、当社ビジネスへの理解、独立性及び品質管理体制等を総合的に勘案して評価しております。仰星監査法人は、当社監査を適切かつ妥当に行うことができる体制を整えていると判断し、選定しております。

(カ) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人について評価を行い、当社の会計監査人である仰星監査法人につきましては、専門性、独立性、品質管理体制及び監査業務実施状況等に問題はなく、当社の会計監査人として適切であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

(ア) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
9,000	—	10,000	—

(イ) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

(ウ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(エ) 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査時間等を勘案し、双方協議のうえ監査役会の同意を得て決定しております。

(オ) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画における監査時間・配員計画等の内容、会計監査の職務執行状況、及び報酬額の見積りの妥当性を確認、検討した結果、合理的な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(ア) 取締役報酬について

a. 報酬の構成

取締役の報酬は、当社が定める役員報酬決定の方針及び手続に基づいており、基本報酬、各役員の活動内容及び貢献度等から決定されるインセンティブ報酬の合計で構成されております。

b. 取締役の報酬等に関する株主総会決議

取締役の報酬等の額については、株主総会決議により報酬等の限度額を決定しており、2022年1月21日開催の定時株主総会において年額9,000万円以内（決議時点の取締役の員数は9名）と決議されております。

c. 決定のプロセス

各取締役の報酬等の決定においては、a. 報酬の構成に記載の役員報酬決定の方針及び手続に従い、業績の状況、経営環境等を勘案し、独立社外取締役、独立社外監査役、代表取締役社長の3名からなる報酬諮問委員会で検討し作成した報酬案について、取締役会において妥当性について審議した上で、決定しております。最近事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動につきましては、2022年1月30日開催の取締役会で報酬額を決定しております。

なお、役員の報酬に、企業内容等の開示に関する内閣府令で定義される業績連動報酬に該当するものではありません。

(イ) 監査役報酬について

監査役報酬等の額については、基本報酬のみで構成されており、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役会の協議により決定しております。監査役報酬等の限度額は、2022年1月21日開催の定時株主総会において、監査役報酬限度額は、年額1,000万円以内（決議時点の監査役の員数は3名）と決議されております

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	52,285	52,285	—	—	6
監査役（社外監査役を除く）	4,300	4,300	—	—	1
社外役員	2,200	2,200	—	—	5

(注) 最近事業年度末日現在の人員は取締役9名、監査役3名であります。なお、2023年4月13日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名については無報酬だったため、記載していません。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載していません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有していません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

該当事項はありません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度（2020年11月1日から2021年10月31日まで）及び当事業年度（2021年11月1日から2022年10月31日まで）の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間（2023年2月1日から2023年4月30日まで）及び第2四半期累計期間（2022年11月1日から2023年4月30日まで）に係る四半期財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し会計基準等の変更についての確に対応できる体制を整備するため、財務・会計の専門書の購読や外部研修の受講等を行うとともに、必要に応じて監査法人との協議を実施しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年10月31日)	当事業年度 (2022年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	499,360	704,398
売掛金	21,478	27,521
リース投資資産	—	5,648
原材料及び貯蔵品	44,570	217,907
仕掛品	5,623	54,244
前渡金	58,869	7,999
前払費用	8,260	20,684
その他	1,227	5,739
流動資産合計	639,387	1,044,138
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	4,727	16,238
機械及び装置	—	4,345
車両運搬具	1,636	1,636
工具、器具及び備品	3,602	20,441
減価償却累計額	△2,421	△16,809
有形固定資産合計	7,544	25,851
無形固定資産		
ソフトウェア	23,627	48,064
ソフトウェア仮勘定	7,377	796
商標権	18	13
無形固定資産合計	31,022	48,873
投資その他の資産		
繰延税金資産	23,149	4,819
その他	10,503	27,338
投資その他の資産合計	33,651	32,157
固定資産合計	72,217	106,881
資産合計	711,604	1,151,019

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年10月31日)	当事業年度 (2022年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	26,496	7,697
未払金	4,101	12,258
未払費用	6,965	7,018
未払法人税等	24,658	83,380
契約負債	—	14,711
前受金	3,047	—
製品保証引当金	553	199
その他	17,219	10,508
流動負債合計	83,038	135,772
負債合計	83,038	135,772
純資産の部		
株主資本		
資本金	321,923	416,323
資本剰余金		
資本準備金	301,823	396,223
資本剰余金合計	301,823	396,223
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,819	202,700
利益剰余金合計	4,819	202,700
株主資本合計	628,566	1,015,247
純資産合計	628,566	1,015,247
負債純資産合計	711,604	1,151,019

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2023年4月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,140,728
売掛金	67,297
リース投資資産	9,804
原材料及び貯蔵品	156,502
仕掛品	53,714
前払費用	14,731
その他	1,374
流動資産合計	1,444,150
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	16,238
機械及び装置	4,345
車両運搬具	1,636
工具、器具及び備品	20,829
減価償却累計額	△20,077
有形固定資産合計	22,971
無形固定資産	
ソフトウェア	40,344
ソフトウェア仮勘定	24,220
商標権	10
無形固定資産合計	64,574
投資その他の資産	
繰延税金資産	8,448
その他	27,365
投資その他の資産合計	35,813
固定資産合計	123,358
資産合計	1,567,509

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2023年4月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	23,181
未払金	10,930
未払費用	14,306
未払法人税等	139,671
契約負債	19,137
製品保証引当金	68
その他	57,237
流動負債合計	<u>264,530</u>
負債合計	<u>264,530</u>
純資産の部	
株主資本	
資本金	416,323
資本剰余金	
資本準備金	396,223
資本剰余金合計	<u>396,223</u>
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	490,432
利益剰余金合計	<u>490,432</u>
株主資本合計	<u>1,302,979</u>
純資産合計	<u>1,302,979</u>
負債純資産合計	<u>1,567,509</u>

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)	当事業年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)
売上高	535,737	893,680
売上原価	280,211	348,430
売上総利益	255,526	545,250
販売費及び一般管理費	※1,※2,※3 124,181	※1,※2,※3 242,257
営業利益	131,346	302,993
営業外収益		
受取賃料	341	341
受取利息	3	5
助成金収入	2,283	395
その他	136	644
営業外収益合計	2,763	1,386
営業外費用		
支払利息	5	—
雑損失	18	22
営業外費用合計	23	22
経常利益	134,085	304,357
特別利益		
固定資産売却益	※4 253	—
特別利益合計	253	—
特別損失		
固定資産除却損	※5 332	—
特別損失合計	332	—
税引前当期純利益	134,006	304,357
法人税、住民税及び事業税	22,297	88,146
法人税等調整額	△13,861	18,330
法人税等合計	8,436	106,475
当期純利益	125,571	197,881

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)		当事業年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	166,920	56.7	237,585	54.5
II 労務費		56,900	19.3	71,497	16.4
III 経費		70,730	24.0	126,743	29.1
当期総製造費用		294,550	100.0	435,825	100.0
期首仕掛品棚卸高		4,435		5,623	
合計		298,985		441,448	
期末仕掛品棚卸高	※2	5,623		54,244	
他勘定振替高		13,151		38,775	
当期製品製造原価		280,211		348,430	

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際個別原価計算を採用しております。

(注) ※1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)	当事業年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)
外注加工費 (千円)	43,736	86,368
減価償却費 (千円)	9,148	20,811

※2 他勘定振替高の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)	当事業年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)
ソフトウェア仮勘定 (千円)	11,806	28,540
研究開発費 (千円)	1,346	9,016
その他 (千円)	1	1,218
合計 (千円)	13,151	38,775

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)
売上高	825,272
売上原価	246,563
売上総利益	578,709
販売費及び一般管理費	※ 162,125
営業利益	416,584
営業外収益	
受取賃料	472
受取利息	4
その他	155
営業外収益合計	631
営業外費用	
上場関連費用	2,000
営業外費用合計	2,000
経常利益	415,214
税引前四半期純利益	415,214
法人税、住民税及び事業税	131,112
法人税等調整額	△3,629
法人税等合計	127,483
四半期純利益	287,732

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	184,830	164,730	—	164,730	—	—	△120,752	△120,752	—	228,808
当期変動額										
新株の発行	137,093	137,093		137,093						274,187
当期純利益							125,571	125,571		125,571
当期変動額合計	137,093	137,093	—	137,093	—	—	125,571	125,571	—	399,757
当期末残高	321,923	301,823	—	301,823	—	—	4,819	4,819	—	628,566

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	—	228,808
当期変動額			
新株の発行			274,187
当期純利益			125,571
当期変動額合計	—	—	399,757
当期末残高	—	—	628,566

当事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	321,923	301,823	—	301,823	—	—	4,819	4,819	—	628,566
当期変動額										
新株の発行	94,400	94,400		94,400						188,800
当期純利益							197,881	197,881		197,881
当期変動額合計	94,400	94,400	—	94,400	—	—	197,881	197,881	—	386,681
当期末残高	416,323	396,223	—	396,223	—	—	202,700	202,700	—	1,015,247

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	—	628,566
当期変動額			
新株の発行			188,800
当期純利益			197,881
当期変動額合計	—	—	386,681
当期末残高	—	—	1,015,247

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)	当事業年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	134,006	304,357
減価償却費	10,969	25,076
有形固定資産売却損益 (△は益)	△253	—
受取利息及び受取配当金	△3	△5
支払利息	5	—
有形固定資産除却損	332	—
売上債権の増減額 (△は増加)	3,787	△11,691
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△15,446	△221,958
前渡金の増減額 (△は増加)	△58,869	50,870
前払費用の増減額 (△は増加)	△1,559	△12,423
仕入債務の増減額 (△は減少)	7,339	△18,799
未払金の増減額 (△は減少)	△2,347	8,158
未払消費税等の増減額 (△は減少)	12,113	△7,600
その他	6,355	9,611
小計	96,429	125,595
利息及び配当金の受取額	3	5
利息の支払額	△210	—
法人税等の支払額	△6,295	△31,109
営業活動によるキャッシュ・フロー	89,927	94,491
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△6,871	△32,695
有形固定資産の売却による収入	0	528
無形固定資産の取得による支出	△13,716	△28,540
その他	1,854	△17,547
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,732	△78,253
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	274,187	188,800
社債の償還による支出	△3,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	271,187	188,800
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	342,382	205,037
現金及び現金同等物の期首残高	156,979	499,360
現金及び現金同等物の期末残高	※ 499,360	※ 704,398

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	415,214
減価償却費	12,142
受取利息及び受取配当金	△4
売上債権の増減額 (△は増加)	△43,933
棚卸資産の増減額 (△は増加)	61,935
前渡金の増減額 (△は増加)	7,999
前払費用の増減額 (△は増加)	5,952
仕入債務の増減額 (△は減少)	15,483
未払金の増減額 (△は減少)	△1,328
未払消費税等の増減額 (△は減少)	46,074
その他	19,607
小計	539,144
利息及び配当金の受取額	4
法人税等の支払額	△76,997
営業活動によるキャッシュ・フロー	462,150
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△756
無形固定資産の取得による支出	△24,207
その他	△856
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,819
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	436,331
現金及び現金同等物の期首残高	704,398
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,140,728

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 5～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 製品保証引当金

製品の無償保証にかかる支出に備えるため、過去1年の実績率に基づいて計算した製品保証費用見積額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～17年

機械装置 8年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 製品保証引当金

製品の無償保証にかかる支出に備えるため、過去1年の実績率に基づいて計算した製品保証費用見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要サービスであるライフリズムナビ事業は、初期導入費用と月額利用料が主な収益となっております。初期導入費用は製品の販売及びシステム設定費用等で構成されており、月額利用料はクラウド利用料によるものであります。

なお、初期導入費用については、売買取引による場合とリース取引による場合があります。

各収益の計上基準は以下の通りです。

(1) 初期導入費用（売買取引の場合）

売買取引については、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡しを履行義務として認識しております。そのため、顧客が検収した時点で履行義務が充足されていると判断していることから、検収時点で収益を認識しております。

(2) 初期導入費用（リース取引の場合）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当することから、リース取引開始時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(3) 月額利用料

月額利用料については、契約期間にわたりライフリズムナビのクラウドサービスを提供することを、履行義務として認識しております。そのため契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、当該期間に応じて履行義務が充足されていると判断していることから、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリス

クシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これによる、当事業年度に係る財務諸表への影響はありません。

収益認識会計基準等の適用により、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる、当事業年度に係る財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

2022年10月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日公表分 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

2022年10月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）

(1)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照法表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2)適用予定日

2023年10月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の運用指針」の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度4%、当事業年度4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度96%、当事業年度96%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)	当事業年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)
役員報酬	24,960千円	58,785千円
給料手当	24,849	55,290
支払報酬	17,875	19,330
地代家賃	12,644	13,888
減価償却費	1,822	4,265
製品保証引当金繰入	553	△192

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)	当事業年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)
	1,439千円	9,169千円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)	当事業年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)
工具、器具及び備品	253千円	一千円

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)	当事業年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)
建物附属設備	332千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式 (注)	381,500	76,163	—	457,663

(注) 発行済株式数の増加は、第三者割当増資に伴う新株式の発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式 (注)	457,663	20,000	—	477,663

(注) 発行済株式数の増加は、第三者割当増資に伴う新株式の発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)	当事業年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)
現金及び預金勘定	499,360千円	704,398千円
現金及び現金同等物	499,360	704,398

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)

(借主側)

該当事項はありません。

(貸主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位：千円)

	当事業年度 (2022年10月31日)
リース料債権部分	6,802
見積残存価額部分	—
受取利息相当額	△1,154
リース投資資産	5,648

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の決算日後の回収予定額

流動資産

(単位：千円)

	当事業年度 (2022年10月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	1,481	1,481	1,481	1,481	878	—

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金計画に照らして必要な資金は第三者割当増資により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権については、債権管理規程に基づき取引先ごとに適切な与信管理を実施するとともに、回収期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき財務担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	499,360	499,360	—
(2) 売掛金	21,478	21,478	—
資産計	520,838	520,838	—
(1) 買掛金	26,496	26,496	—
(2) 未払金	4,101	4,101	—
(3) 未払費用	6,965	6,965	—
(4) 未払法人税等	24,658	24,658	—
負債計	62,219	62,219	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	499,360	—	—	—
売掛金	21,478	—	—	—
合計	520,838	—	—	—

当事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金計画に照らして必要な資金は第三者割当増資により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、リース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権については、債権管理規程に基づき取引先ごとに適切な与信管理を実施するとともに、回収期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき財務担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、現金であること及び短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
リース投資資産	5,648	5,491	△158
資産計	5,648	5,491	△158

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	704,398	—	—	—
売掛金	27,521	—	—	—
リース投資資産	1,060	4,588	—	—
合計	732,978	4,588	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	—	5,491	—	5,491
資産計	—	5,491	—	5,491

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース投資資産

リース投資資産の時価は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社監査役1名 当社使用人6名	当社取締役3名 当社監査役1名 当社使用人3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式29,500株	普通株式1,028,500株
付与日	2013年12月30日	2017年8月2日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2013年12月30日 至2023年12月29日	自2019年8月3日 至2027年8月2日

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社使用人3名	当社使用人9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式166,500株	普通株式50,500株
付与日	2020年9月4日	2021年9月17日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2022年9月5日 至2030年9月4日	自2023年9月18日 至2031年9月17日

(注) 2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割をしておりますので、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	20,000	1,028,500	166,500	—
付与	—	—	—	50,500
失効	3,000	70,200	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	17,000	958,300	166,500	50,500
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割をしておりますので、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	75	75	350	367
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割をしておりますので、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価額を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社監査役1名 当社使用人6名	当社取締役3名 当社監査役1名 当社使用人3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式29,500株	普通株式1,028,500株
付与日	2013年12月30日	2017年8月2日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2013年12月30日 至2023年12月29日	自2019年8月3日 至2027年8月2日

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社使用人3名	当社使用人9名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式166,500株	普通株式50,500株
付与日	2020年9月4日	2021年9月17日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2022年9月5日 至2030年9月4日	自2023年9月18日 至2031年9月17日

	第5回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社使用人13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式41,000株
付与日	2022年8月18日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2024年8月18日 至2032年8月17日

（注） 2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割をしておりますので、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2022年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利確定前 (株)					
前事業年度末	17,000	958,300	166,500	50,500	—
付与	—	—	—	—	41,000
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	17,000	958,300	166,500	50,500	41,000
権利確定後 (株)					
前事業年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割をしておりますので、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	75	75	350	367	944
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割をしておりますので、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価額を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(2021年10月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2021年10月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	20,549千円
未払事業税	2,142
その他	459
繰延税金資産小計	23,149
繰延税金資産合計	23,149

(注) 1. 評価性引当額に重要な変動が生じております。この変動の主な内容は税務上の繰越欠損金の使用に伴う税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少によるものです。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	10,144	10,404	—	20,549
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	10,144	10,404	—	(※2) 20,549

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金20,549千円(法定実効税率を乗じた金額)について、繰延税金資産20,549千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2021年10月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.2
住民税均等割	0.2
評価性引当額の増減	△24.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.3

当事業年度（2022年10月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2022年10月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	4,241千円
その他	699
繰延税金資産小計	4,940
評価性引当額	△121
繰延税金資産合計	4,819

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2022年10月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
住民税均等割	0.1
留保金課税	7.3
法人税特別控除	△2.8
その他	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.0

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

当社は、事務所等の不動産賃借契約に伴う原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)

当社は、事務所等の不動産賃借契約に伴う原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

前事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

当事業年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	合計
一時点で移転される財又はサービス	821,132
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	66,970
顧客との契約から生じる収益	888,102
その他の収益	5,578
外部顧客への売上高	893,680

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益です。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、当社の取引に関する支払い条件は、通常短期のうちに支払い条件が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	21,478	27,521
契約負債	3,047	14,711

(注) 契約負債は、主に将来にわたって履行義務が充足される月額利用料について、顧客から受領した前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

当社は、ライフリズムナビ事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

当社は、ライフリズムナビ事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

売上高はすべてライフリズムナビ事業の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	148,133
三菱HCキャピタル株式会社	75,162
セイ・テクノロジーズ株式会社	60,124

当事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

売上高はすべてライフリズムナビ事業の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
S F I リーシング株式会社	191,205
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	140,640
社会福祉法人聖隷福祉事業団	108,850

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2020年11月1日 至 2021年10月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	梶本修身	—	—	当社取締役会長	被所有 直接 7.9 間接 61.0	債務被保証	賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 2	12,569	—	—

(注) 1. 当社が賃借している事務所等の不動産賃貸借契約に対する債務被保証であります。取引金額は、債務保証を受けている物件の月額賃借料の12ヶ月分を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	梶本修身	—	—	当社取締役会長	被所有 直接 7.6 間接 58.4	債務被保証	賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 2	12,569	—	—

(注) 1. 当社が賃借している事務所等の不動産賃貸借契約に対する債務被保証であります。取引金額は、債務保証を受けている物件の月額賃借料の12ヶ月分を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

	当事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)
1株当たり純資産額	137.34円
1株当たり当期純利益	29.28円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2023年4月29日付で、普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)
当期純利益(千円)	125,571
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	125,571
普通株式の期中平均株式数(株)	4,288,720
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数119,230個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

	当事業年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)
1株当たり純資産額	212.55円
1株当たり当期純利益	42.75円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2023年4月29日付で、普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)
当期純利益（千円）	197,881
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	197,881
普通株式の期中平均株式数（株）	4,628,685
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類（新株予約権の数123,330個） なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)

当社は、2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月29日付をもって株式分割を行っております。また、2023年4月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

① 分割方法

2023年4月28日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき10株の割合をもって分割します。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	477,663株
今回の分割により増加する株式数	4,298,967株
株式分割後の発行済株式総数	4,776,630株
株式分割後の発行可能株式総数	19,100,000株

③ 株式分割の効力発生日

2023年4月29日

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については当該箇所に反映させております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株数を100株といたしました。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、四半期財務諸表への影響はありません。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間

(自2022年11月1日

至2023年4月30日)

役員報酬	36,507千円
給料手当	40,665

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2022年11月1日 至2023年4月30日)
現金及び預金勘定	1,140,728千円
現金及び現金同等物	1,140,728

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 2022年11月1日 至2023年4月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)

当社は、ライフリズムナビ事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)
一時点で移転される財又はサービス	767,986
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	52,657
顧客との契約から生じる収益	820,643
その他の収益	4,629
外部顧客への売上高	825,272

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益です。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)
1株当たり四半期純利益	60円24銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	287,732
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	287,732
普通株式の期中平均株式数(株)	4,776,630
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	4,727	11,511	—	16,238	1,185	790	15,053
機械及び装置	—	4,345	—	4,345	996	996	3,349
車両運搬具	1,636	—	—	1,636	1,636	1,499	0
工具、器具及び備品	3,602	16,839	—	20,441	12,993	11,102	7,449
有形固定資産計	9,965	32,695	—	42,660	16,809	14,387	25,851
無形固定資産							
商標権	50	—	—	50	38	5	13
ソフトウェア	49,259	35,121	—	84,380	36,316	10,684	48,064
ソフトウェア仮勘定	7,377	28,743	35,324	796	—	—	796
無形固定資産計	56,686	63,864	35,324	85,226	36,353	10,689	48,873

- (注) 1. 有形固定資産の建物の当期増加額は、主に千葉事務所開設に伴う建物附属設備等の取得であります。
2. 有形固定資産の機械及び装置の当期増加額は、ライフリズムナビ製品の部材製造用機械の取得であります。
3. 有形固定資産の工具、器具及び備品の当期増加額は、主にライフリズムナビ製品の部材製造用工具の取得であります。
4. 無形固定資産のソフトウェアの当期増加額は、主に自社利用ソフトウェアの開発費用であります。

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
製品保証引当金	553	—	162	192	199

(注) 製品保証引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	—
預金	
普通預金	704,398
小計	704,398
合計	704,398

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
S F I リーシング株式会社	16,060
東京ガス株式会社	3,014
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	2,631
その他	5,816
合計	27,521

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
21,478	1,018,059	1,012,015	27,521	97.35	8

ハ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
製造仕掛品	54,244
合計	54,244

ニ. 原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
原材料	
主要材料	217,281
小計	217,281
貯蔵品	
副資材	563
その他	63
小計	626
合計	217,907

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
アイレット株式会社	2,443
株式会社ニックス	2,261
株式会社ソラコム	1,171
アジア電子株式会社	836
Y&I Group株式会社	575
その他	412
合計	7,697

ロ. 未払法人税等

区分	金額 (千円)
法人税	62,538
住民税	6,993
事業税	13,849
合計	83,380

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎年1月
基準日	毎年10月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日 毎年10月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://econavista.com/ir/electronic_public_notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年 8月17日	株式会社コアアセット 代表取締役 梶本 修身	大阪府大阪市北区豊崎 三丁目18番 3-3601号	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)	ヒューリック株式会社 代表取締役社長 吉留 学	東京都中央区日本橋大伝馬町7番 3号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	27,775	9,999,000 (360) (注) 4	移動前所有者の売却意向及び事業上の関係構築のため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の基準事業年度の末日から起算して2年前の日(2020年11月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければいけないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表できるとされております。また、同取引所は当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
- ディスカウントキャッシュフロー法により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上決定いたしました。
5. 2023年4月13日開催の臨時株主総会決議及び2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の内容を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③
発行年月日	2020年12月22日	2021年5月28日	2021年5月31日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	345,000株	138,880株	277,750株
発行価格	360円 (注) 4.	360円 (注) 4.	360円 (注) 4.
資本組入額	180円	180円	180円
発行価額の総額	124,200,000円	49,996,800円	99,990,000円
資本組入額の総額	62,100,000円	24,998,400円	49,995,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権①	株式④	新株予約権②
発行年月日	2021年9月17日	2022年7月29日	2022年8月18日
種類	第4回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	第5回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 50,500株	200,000株	普通株式 41,000株
発行価格	367円 (注) 4.	944円 (注) 4.	944円 (注) 4.
資本組入額	184円	472円	472円
発行価額の総額	18,533,500円	188,800,000円	38,704,000円
資本組入額の総額	9,292,000円	94,400,000円	19,352,000円
発行方法	2021年9月17日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	第三者割当	2022年8月17日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2.	(注) 3.

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第268条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他

同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の基準事業年度の末日は、2022年10月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以降6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以降1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以降1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	367円	944円
行使期間	2023年9月18日から 2031年9月17日まで	2024年8月18日から 2032年8月17日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡制限 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認（取締役会非設置会社の場合は株主総会の承認）を受けなければならない。	本新株予約権の譲渡制限 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認（取締役会非設置会社の場合は株主総会の承認）を受けなければならない。

7. 新株予約権①については、退職等により従業員1名300株分の権利が喪失しております。新株予約権②については、退職等により従業員2名200株分の権利が喪失しております。
8. 2023年4月13日開催の臨時株主総会決議及び2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、上記の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割後の内容を記載しております。

2【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
ヒューリック株式会社 代表取締役社長 吉留 学 資本金 1,116億9百万円	東京都中央区日本橋大伝馬町 7番3号	不動産賃 貸・売買・ 仲介	345,000	124,200,000 (360)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 2023年4月13日開催の臨時株主総会決議及び2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、上記の「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の内容を記載しております。

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
ソニーグループ株式会社 代表執行役 吉田 憲一郎 資本金 8,804億円	東京都港区港南一丁目7 番1号	総合電機メ ーカー	138,880	49,996,800 (360)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 2023年4月13日開催の臨時株主総会決議及び2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、上記の「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の内容を記載しております。

株式③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
東京ガス株式会社 代表執行役社長 内田 高史 資本金 1,418億円	東京都港区海岸一丁目5 番20号	都市ガスの 製造および 販売	277,750	99,990,000 (360)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 2023年4月13日開催の臨時株主総会決議及び2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、上記の「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の内容を記載しております。

株式④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
グローリー株式会社 代表取締役社長 三和 元純 資本金 128億92百万円	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号	通貨処理機等の開発・販売・保守	100,000	94,400,000 (944)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ヒューリック株式会社 代表取締役社長 吉留 学 資本金 1,116億9百万円	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	不動産賃貸・売買・仲介	50,000	47,200,000 (944)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Sony Innovation Fund 3 L.P. General Partner ソニーベンチャーズ株式会社 代表取締役 土川 元 資本金 10百万円	P.O. Box 309 Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands	投資ファンド	50,000	47,200,000 (944)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 2023年4月13日開催の臨時株主総会決議及び2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、上記の「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の内容を記載しております。

新株予約権①

2021年9月17日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
木戸岡 大輔	東京都江東区	会社員	20,000	7,340,000 (367)	当社の従業員
杉寄 将茂	千葉県柏市	会社役員	14,200	5,211,400 (367)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
富田 貴子	東京都品川区	会社員	7,000	2,569,000 (367)	当社の従業員
青木 淳一	神奈川県川崎市高津区	会社員	3,000	1,101,000 (367)	当社の従業員
山田 千尋	東京都板橋区	会社員	1,000	367,000 (367)	当社の従業員
大河原 優	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	1,000	367,000 (367)	当社の従業員
村岡 浩信	東京都板橋区	会社員	1,000	367,000 (367)	当社の従業員
岩松 麻紀子	埼玉県三郷市	会社員	300	110,100 (367)	当社の従業員

- (注) 1. 2023年4月13日開催の臨時株主総会決議及び2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、上記の「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の内容を記載しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権②

2022年8月17日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
川又 大祐	茨城県つくばみらい市	会社役員	20,000	18,880,000 (944)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
佐藤 亮太	千葉県習志野市	会社員	5,000	4,720,000 (944)	当社の従業員
伊藤 智一	千葉県千葉市稲毛区	会社員	5,000	4,720,000 (944)	当社の従業員
黒木 亮太朗	千葉県松戸市	会社員	1,000	944,000 (944)	当社の従業員
大河原 雅斗	東京都葛飾区	会社員	1,000	944,000 (944)	当社の従業員
渡邊 卓也	茨城県つくば市	会社員	1,000	944,000 (944)	当社の従業員
藤本 麻衣子	東京都港区	会社員	1,000	944,000 (944)	当社の従業員
戸井田 彩	東京都葛飾区	会社員	1,000	944,000 (944)	当社の従業員
玉井 伸洋	東京都中野区	会社員	1,000	944,000 (944)	当社の従業員
木村 奨	東京都稲城市	会社員	1,000	944,000 (944)	当社の従業員
西川 元	東京都板橋区	会社員	1,000	944,000 (944)	当社の従業員
中井 勇哉	神奈川県相模原市緑区	会社員	1,000	944,000 (944)	当社の従業員

(注) 1. 2023年4月13日開催の臨時株主総会決議及び2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、上記の「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の内容を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ココアアセット(注)2.3.	大阪府大阪市北区豊崎三丁目18番3-3601号	2,790,250	46.47
渡邊 君人(注)1.	大阪府箕面市	700,000 (700,000)	11.66 (11.66)
ヒューリック株式会社(注)3.	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	672,750	11.20
東京ガス株式会社(注)3.	東京都港区海岸一丁目5番20号	622,750	10.37
梶本 修身(注)3.4.	東京都中央区	363,000	6.05
ソニーグループ株式会社(注)3.	東京都港区港南一丁目7番1号	138,880	2.31
グローリー株式会社(注)3.	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号	100,000	1.67
中元 秀一(注)5.	大阪府大阪市北区	100,000 (100,000)	1.67 (1.67)
野村 和弘(注)4.	東京都杉並区	100,000 (100,000)	1.67 (1.67)
安田 輝訓(注)4.	大阪府豊中市	100,000 (100,000)	1.67 (1.67)
Sony Innovation Fund 3 L.P. (注)3.	Maples Corporate Services Limited P.O. Box 309 Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands	50,000	0.83
杉寄 将茂(注)4.	千葉県柏市	50,000 (50,000)	0.83 (0.83)
株式会社GMS(注)2.3.	大阪府大阪市北区豊崎三丁目18番3-3601号	39,000	0.65
勝本 佑太(注)6.	神奈川県川崎市麻生区	32,100 (32,100)	0.53 (0.53)
池田 勇樹(注)6.	東京都江東区	32,100 (32,100)	0.53 (0.53)
木戸岡 大輔(注)6.	東京都江東区	20,000 (20,000)	0.33 (0.33)
川又 大祐(注)4.	茨城県つくばみらい市	20,000 (20,000)	0.33 (0.33)
友木屋 悟(注)6.	神奈川県川崎市幸区	14,800 (14,800)	0.25 (0.25)
阿部 圭佑(注)6.	神奈川県横浜市鶴見区	14,000 (14,000)	0.23 (0.23)
岡田 圭介(注)6.	神奈川県川崎市川崎区	13,000 (13,000)	0.22 (0.22)
富田 貴子(注)6.	東京都品川区	7,000 (7,000)	0.12 (0.12)
佐藤 亮太(注)6.	千葉県習志野市	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
伊藤 智一(注) 6.	千葉県千葉市稲毛区	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
青木 淳一(注) 6.	神奈川県川崎市高津区	3,000 (3,000)	0.05 (0.05)
村岡 浩信(注) 6.	東京都板橋区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
山田 千尋(注) 6.	東京都板橋区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
大河原 優(注) 6.	東京都町田市	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
黒木 亮太郎(注) 6.	千葉県松戸市	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
大河原 雅斗(注) 6.	東京都葛飾区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
渡邊 卓也(注) 6.	茨城県つくば市	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
藤本 麻衣子(注) 6.	東京都港区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
戸井田 彩(注) 6.	東京都葛飾区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
玉井 伸洋(注) 6.	東京都中野区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
木村 奨(注) 6.	東京都稲城市	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
西川 元(注) 6.	東京都板橋区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
中井 勇哉(注) 6.	神奈川県相模原市緑区	1,000 (1,000)	0.02 (0.02)
岩松 麻紀子(注) 6.	埼玉県三郷市	300 (300)	0.01 (0.01)
計	—	6,004,930 (1,228,300)	100.00 (20.45)

(注) 1. 特別利害関係者(当社の代表取締役社長)

2. 特別利害関係者(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

3. 特別利害関係者(大株主上位10名)

4. 特別利害関係者(当社の取締役)

5. 特別利害関係者(当社の監査役)

6. 当社の従業員

7. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2023年6月14日

エコナビスタ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員

公認会計士

神山 俊一

指定社員
業務執行社員

公認会計士

三木 崇央

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエコナビスタ株式会社の2020年11月1日から2021年10月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコナビスタ株式会社の2021年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応

した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年6月14日

エコナビスタ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員

公認会計士

御山俊一

指定社員
業務執行社員

公認会計士

三木崇央

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエコナビスタ株式会社の2021年11月1日から2022年10月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコナビスタ株式会社の2022年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年6月14日

エコナビスタ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員

公認会計士

御山俊一

指定社員
業務執行社員

公認会計士

三木崇央

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているエコナビスタ株式会社の2022年11月1日から2023年10月31日までの第14期事業年度の第2四半期会計期間（2023年2月1日から2023年4月30日まで）及び第2四半期累計期間（2022年11月1日から2023年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、エコナビスタ株式会社の2023年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の

四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上